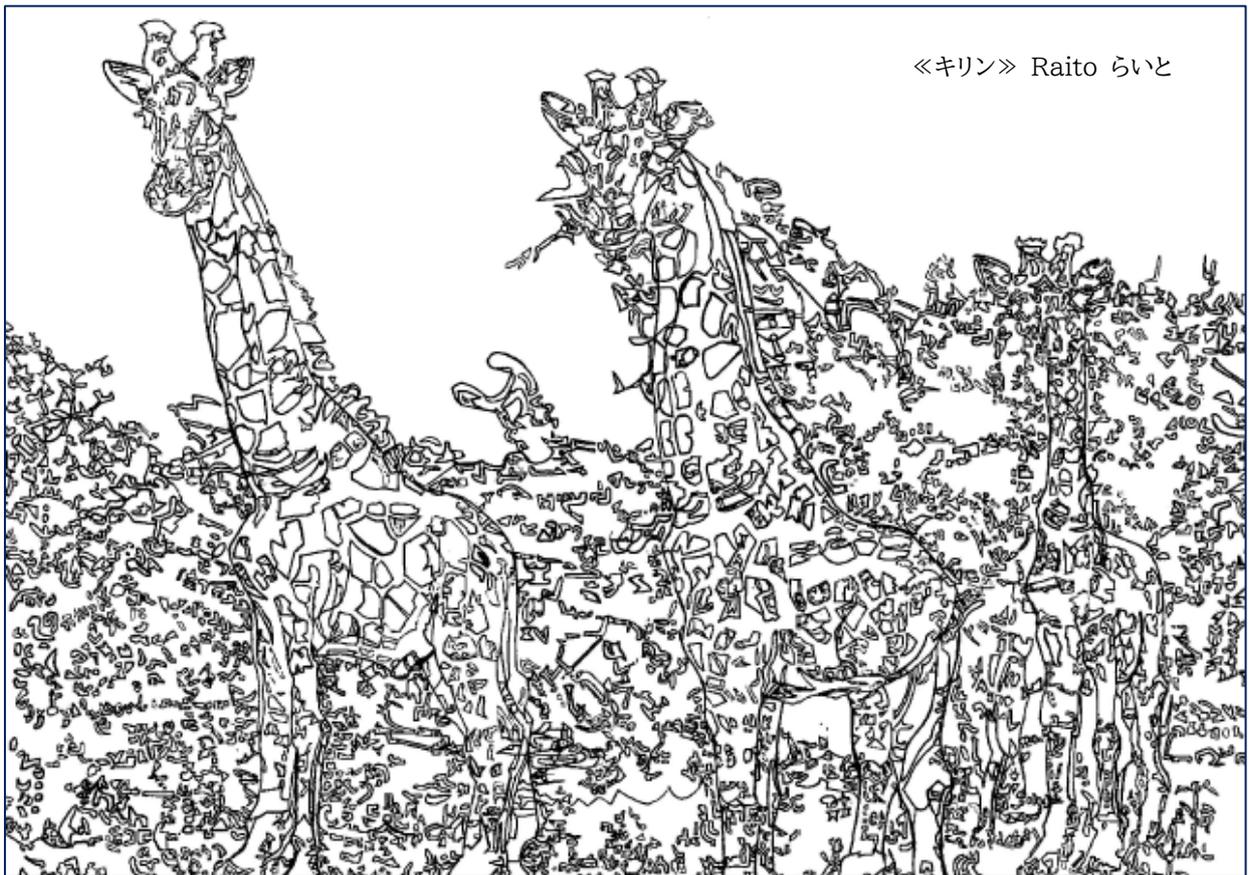


れいわ ねんど ねんど  
令和6年度～11年度

いさはやししょうがいしゃ しょうがいじ きょうせい  
諫早市障害者・障害児 共生プラン

いさはやししょうがいしゃけいかく いさはやししょうがいふくしけいかく いさはやししょうがいじふくしけいかく  
諫早市障害者計画／諫早市障害福祉計画／諫早市障害児福祉計画



《キリン》 Raito らいと

れいわ ねん がつ  
令和6年3月  
いさはやし



ひょう し  
表 紙

さくしゃ らいと  
《作者》 Raito らいと

しよぞく しゅうろうけいぞくしえん Bがた み な と ま ち ふ あ く と り  
《所属》 就労継続支援B型 MINATOMACHI FACTORY

いしある  
《協力》 ISIAL[イシアル]



いっばんしゃだんほうじん すたんど ふいるむ いさはやし かぶしきがいしゃ ふおー おーる  
「一般社団法人 stand firm(諫早市)」、「株式会社 FOR ALL  
ぶ る だ く と さ せ ぼ し な が さ き け ん ない か く じ ぎ ょう し ょ  
PRODUCT(佐世保市)」など、長崎県内の各エリアに5事業所を

かいせつ しょうがいしゃしゅうろうくんれん いっかん  
開設するグループ。障害者就労訓練の一環としてデザイナー、クリエイターと

しゅうにゆう え ていきょう こじんじぎょうぬし も ぎ  
して収入を得ることができるサービスの提供や、個人事業主として模擬

しゅうろう かいせつ はたら い じしゅせい  
就労ができるワークスペースの開設など、「働くこと」、「生きること」の自主性

たようせい ちょうせん くんれん ていきょう  
と多様性に挑戦できる訓練を提供している。

# もくじ 目次

## じょ しょう 序 章 / 1

- けいかくさくてい しゅし  
1 計画策定の趣旨 / 1
- じぞくかのう かいはつもくひょう かんれん  
2 持続可能な開発目標との関連 / 7
- ほんけいかく しょうがい ひと ていぎ  
3 本計画における障害のある人の定義 / 9
- けいかく めいしょうおよ せいかく やくわり  
4 計画の名称及び性格と役割 / 12
- けいかく きかん  
5 計画の期間 / 15
- きほんもくひょうおよ きほんしさく  
6 基本目標及び基本施策 / 16

## だい しょう いさはやし しょうがい ひと げんじょう 第1章 諫早市における障害のある人の現状 / 18

- しょうがい ひと げんじょう  
1 障害のある人の現状 / 18
- しんたいしょうがい ひと じょうきょう  
2 身体障害のある人の状況 / 19
- ちてきしょうがい ひと じょうきょう  
3 知的障害のある人の状況 / 22
- せいしんしょうがい ひと じょうきょう  
4 精神障害のある人の状況 / 24
- せいしんしょうがいおよ はったつしょうがい うたがい じどうすう すい  
5 精神障害及び発達障害の疑いのある児童数の推移 / 25
- なんびょうかんじゃとう じょうきょう  
6 難病患者等の状況 / 26

## だい しょう しさく げんじょう かだいおよ こんご とりくみ 第2章 施策の現状と課題及び今後の取組 / 29

基本施策1 シームレスな(切れ目のない)支援の展開／29

基本施策2 社会参加の促進／44

基本施策3 支え合いのしくみづくり／56

## 第3章 障害福祉サービス量等の見込み／70

1 国の基本方針の見直しに係る目標の設定／71

2 障害福祉サービスの見込量／75

(1)訪問系サービス／75

(2)日中活動系(訓練・就労)サービス／77

(3)居宅系・入所系サービス／80

(4)相談支援サービス／81

(5)障害児支援／82

(6)地域生活支援事業／83

## 第4章 計画の推進体制／87

1 関連機関相互の連携／87

2 地域住民・地域福祉団体等との相互連携と協働／87

3 計画の進行管理・評価体制／88

# じよ しょう 序 章

## 1 けいかくさくてい しゅし 計画策定の趣旨

ほんし へいせい ねん しんしほつそく よく ねんど いさはやししょうがいしゃ  
本市では、平成17年の新市発足の翌18年度に「諫早市障害者  
ふくしけいかく さくてい いご ねん ほうかいせい せいどかいせいとう ともな  
福祉計画」を策定し、以後、3年ごとに法改正や制度改正等に伴う  
みなお はか しょうがいふくししよせいど どだい  
見直しを図りながら、障害福祉諸制度の土台となる※ノーマライゼーシ  
およ りねん しょうがい ひと たい  
ョン及び※リハビリテーションの理念のもと、障害のある人に対するサ  
ていきょう さまざま と はら と く すいしん  
ービス提供や様々なバリアを取り払うための取り組みを推進してまい  
りました。

かん へいせい ねん しょうがいきょうつう せいど しょうがいしゃじりつ  
この間、平成18年には3障害共通の制度となる「障害者自立  
しえんほう へいせい ねん ちいきしゃかい きょうせい じつげん きほんりねん  
支援法」、平成25年には地域社会における共生の実現を基本理念に  
かか しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん  
掲げる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため  
ほうりつ しょうがいしゃそうごうしえんほう しこう くに しょうがいしゃけんり  
の法律（障害者総合支援法）」が施行され、また、国が「障害者権利  
じょうやく ひじゅん こくないほう せいび しょうがいしゃきほんほう かいせい  
条約」を批准するための国内法の整備（「障害者基本法」の改正、  
しょうがいしゃこようそくしんほう かいせい しょうがいしゃさべつかいしょうほう せいりつ はか  
「障害者雇用促進法」の改正、「障害者差別解消法」の成立）を図  
しょうがい かた とりま せいど じゅうじつ はか  
るなど、障害のある方を取巻く制度の充実が図られております。

いっぽう れいわ ねん こうひょう こくれん けんりいいんかい しょうがいしゃ  
その一方で、令和4年に公表された国連（権利委員会）の「障害者  
けんりじょうやく そうかつしよけん たいにちしんさ ちいきいこう すいしん ともな  
権利条約」総括所見の対日審査によると、地域移行の推進に伴う

だつしせつか いんくるーし ぶきょういくし すてむ じつげん かんこく う  
脱施設化や※インクルーシブ教育システムの実現についての勧告を受け  
しょうがい ひと のぞ ちいせいかつ じつげん いっそう けんりようご  
ているため、障害のある人が望む地域生活の実現や一層の権利擁護の  
かくほ ひ つづ かいぜん はか と く すす  
確保など、引き続き改善を図るための取り組みを進めていかなければな  
りません。

じょうせいとう ふ だい きいさはやししょうがいしゃふくし  
こうした情勢等を踏まえ、このたび「第6期諫早市障害者福祉  
けいかく だい きしょうがいじふくしけいかく けいかくきかん れいわ ねんど しゅうりょう  
計画・第2期障害児福祉計画」の計画期間が令和5年度をもって終了  
だれひとり と のこ えすでいじーず じぞくかのう かいはつ  
することから、「誰一人取り残さない」という※SDGs（持続可能な開発  
もくひょう きほんりねん と い れいわ ねんどいこう けいかくきかん  
目標）の基本理念を取り入れながら、令和6年度以降を計画期間とする  
あら けいかく さくてい こんご しょうがい ひと ひと とも ささ あ ちいき  
新たな計画を策定し、今後、障害のある人、ない人が共に支え合う地域  
しゃかい じつげん む とりくみ すいしん  
社会の実現に向けた取組を推進するものです。

### 【ノーマライゼーション】

しょうがい ひと ちいき ふつう せいかつ いとな とうぜん  
障 害のある人などが地域で普通に生活を営むことを当然とする  
ふくし きほんてき かんが ちてきしょうがい  
福祉の基本的な考 え。デンマークのバンク・ミケルセンが知的障 害の  
ひと しょうごう かん とな せかい ひろ かんが  
ある人の処 遇に関して唱え、世界へ広がった考 えです。

### 【リハビリテーション】

いっぱんてき しょうがい ひと きのうかいふく くんれん かんが  
一般的には「障 害のある人の機能回復のための訓練」と考 えられ  
ひろ にんげん い けんり ぜんにんげんてきふっけん いみ  
ていますが、広くは「人間らしく生きる権利(全人間的復権)」を意味  
します。

### 【インクルーシブ教育システム】

きょういく  
にんげん たようせい そんちやうとう きやうか しょうがいしゃ せいしんてきおよ しんたいてき  
人間の多様性の尊 重等の強化、障 害者が精神的及び身体的  
のうりよくとう かのう さいだいげんど はったつ じゆう しゃかい こうかてき  
な能 力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に  
さんか かのう もくてき もと しょうがい しゃ しょうがい  
参加することを可能とするとの目的の下、障 害のある者と障 害のな  
しゃ とも まな しくみ  
い者が共に学ぶ仕組のことをいいます。

### 【SDGs】

えすでいじーず  
さすてなぶる でいべろつぷめんと ごーるず りやくしょう にほんご じぞくかのう  
「Sustainable velopment Goals」の略 称。日本語では“持続可能な  
かいはつもくひやう”  
開発目 標”となります。

# 我が国における近年の障害福祉施策の動向

ねんじ 年次	ほうりつ 法律 (国際条 例)、出来事	できごと おも ないよう 主な内容
H17	が つ 10月 <u>障害者自立支援法の 成立</u> (→H18.4施行)	しょうがいふくしせさく しょうがいいちげんか 障害福祉施策の3障害一元化 りようしゃほんい たいけいさいへん 利用者本位のサービス体系再編 しょうがいていどくぶん どうにゆう 障害程度区分の導入 (※H18.10施行)
H18	が つ 12月 <u>障害者権利条約の 採択</u>	いがく しゃかい てんかん 医学モデル→*社会モデルへの転換 しょうがいしゃ じんけん きほんてきじゆう かくほ 障害者の人権や基本的自由の確保 しょうがいしゃ こゆう そんげん そんちよう 障害者の固有の尊厳の尊重を そくしん 促進
H22	が つ 12月 <u>障害者自立支援法の 改正</u> (→H22.12施行)	りようしゃふたん みなお しょうがいていぎ はったつしょうがい ついか 利用者負担の見直し (※H24.4施行) 障害定義…発達障害の追加 (※H22.12施行)
H23	が つ 06月 <u>障害者虐待防止法 の成立</u> (→H24.10施行)	ぎゃくたい ぶんるいていぎ ぎゃくたい はっけん 虐待の分類定義、虐待を発見し た国民の通報義務 こくみん つうほうぎむ しょうがいしゃぎゃくたいぼうし どう 障害者虐待防止センター等の せっち 設置 ぎゃくたい しょうがいしゃ ほごおよ 虐待を受けた障害者の保護及び しえんそち 支援措置
	が つ 07月 <u>障害者基本法の改正</u> (旧心身障害者対策 基本法) (→H23.8施行)	しょうがいしゃ ていぎみなお しょうがい りゆう さべつきんし 障害者の定義見直し 障害を理由とする差別禁止 ごうりてきはいりよ がいねん ついか 合理的配慮の概念を追加
H24	が つ 06月 <u>障害者総合支援法 の成立</u> (旧障害者自立支援法)	しょうがいていぎ なんびようかんじゃ ついか しょうがいしゃ いちげんか 障害定義…難病患者の追加 障害者サービスの一元化 ちいきせいかつしえんじぎょう ついか 地域生活支援事業の追加

	<p>しこう (→H25.4施行)</p>	
	<p>がつ しょうがいしゃゆうせんちようたつほう 06月 <u>障害者優先調達法</u> せいりつ <u>の成立</u> しこう (→H25.4施行)</p>	<p>くに ちほうこうきょうだんたい ぶつびんちようたつ 国や地方公共団体の物品調達 すいしん の推進</p>
H25	<p>がつ しょうがいしゃさべつかいしやうほう 06月 <u>障害者差別解消法</u> せいりつ <u>の成立</u> しこう (→H28.4施行)</p>	<p>しょうがい りゆう さべつてきとりあつか 障害を理由とする差別的取扱いの きんし 禁止 ごうりてきはいいりよ ていきよう みんかんじぎやうしゃ 合理的配慮の提供(民間事業者 どりよくぎむ →努力義務)</p>
H26	<p>がつ しょうがいしゃけんりじやうやく 01月 <u>障害者権利条約の</u> ひじゆん ていけつ <u>批准(締結)</u></p>	<p>しょうがいしゃ じんけん きほんてきじゆう かくほ 障害者の人権や基本的自由の確保 しょうがいしゃ こゆう そんげん そんちよう 障害者の固有の尊厳の尊重を そくしん 促進</p>
H28	<p>がつ しょうがいしゃそうごうしえんほうおよ 05月 <u>障害者総合支援法及</u> じどうふくしほう かいせい <u>び児童福祉法の改正</u> しこう (→H30.4施行)</p>	<p>じりつせいかつえんじよ そうせつ 自立生活援助サービスの創設 しゅうろうていちゃくしえん そうせつ 就労定着支援サービスの創設</p>
H30	<p>がつ しょうがいしゃぶんかげいじゆつ 06月 <u>障害者文化芸術</u> かつどうすいしんほう せいりつ <u>活動推進法の成立</u> どうげつしこう (→同月施行)</p>	<p>ぶんかげいじゆつかつどう つう こせい 文化芸術活動を通じた個性・ のうりよく はつき しゃかいさんか そくしん 能力の発揮、社会参加の促進</p>
R1	<p>がつ しかくしょうがいしゃとう どくしよ 06月 <u>視覚障害者等の読書</u> かんきやうせいびすいしんほう せいりつ <u>環境整備推進法の成立</u> どうげつしこう (→同月施行)</p>	<p>しよせき てんじとしよ かくだい アクセシブルな書籍(点字図書・拡大 としよとう りやうてきかくじゆう しつ こうじよう 図書等)の量的拡充、質の向上</p>
R2	<p>がつ ちやうかくしょうがいしゃとうでんわ 06月 <u>聴覚障害者等電話</u> りやうえんかつかほう せいりつ <u>利用円滑化法の成立</u> しこう (→R2.12施行)</p>	<p>でんわ ていきやうきかん せっち 電話リレーサービス提供機関の設置</p>
R3	<p>がつ いらいようてき じしえんほう 06月 <u>医療的ケア児支援法</u> せいりつ <u>の成立</u> しこう (→R3.9施行)</p>	<p>くに じちたい い じ かぞく 国、自治体による医ケア児・家族への しえんそち 支援措置 がっこう ほいくしよ かんごしとうはいち 学校、保育所による看護師等配置の</p>

		そち 措置
	がつ しょうがいしゃさべつかいしょうほう <b>06月 障害者差別解消法</b> かいせい <b>の改正</b> しこう (→R6.4施行)	ごうりてきはいりよ ていきょう <b>合理的配慮の提供</b> みんかんじぎょうしゃ どりよくぎむ ぎむか (民間事業者：努力義務→義務化)
R4	がつ しょうがいしゃじょうほう <b>05月 障害者情報アクセ</b> <b>シビリティ・コミュニケ</b> せさくすいしんほう <b>ーション施策推進法の</b> せいりつ <b>成立</b> どうげつしこう (→同月施行)	ぼうさい ぼうはんおよ きんきゅうつうほうじ <b>防災、防犯及び緊急通報時の</b> たいせいせいび <b>体制整備</b> いしそつうしえんしゃ かくほ ようせい <b>意思疎通支援者の確保、養成</b>
	がつ こくれんしょうがいしゃけんり <b>10月 国連障害者権利</b> いいんかい しょうがいしゃ <b>委員会による障害者</b> けんりじょうやく そうかつ <b>権利条約の総括</b> しょけん <b>所見</b>	ひょうか かくほ ごうりてき <b>評価…アクセシビリティ確保、合理的</b> はいりよ <b>配慮</b> かんこく ちいきいこう きょうせいにゆういん <b>勧告…地域移行・強制入院、インク</b> きょういく <b>-ジブ教育システム</b>
	がつ しょうがいしゃそうごうしえんほう <b>12月 障害者総合支援法</b> かいせい <b>の改正</b> いこうじゅんじしこう (→R5.4以降順次施行)	しゅうろうせんたくしえん そうせつ <b>就労選択支援サービスの創設</b> しこうびみてい <b>(施行日未定)</b> せいしんしょうがいしゃしえんたいせい せいび いちぶ <b>精神障害者支援体制の整備(一部</b> しこうび こと <b>施行日が異なる)</b>
	がつ しょうがいしゃこようそくしんほう <b>12月 障害者雇用促進法</b> かいせい <b>の改正</b> いこうじゅんじしこう (→R5.4以降順次施行)	こよう しつ こうじょう じぎょうぬし <b>雇用の質の向上のための事業主の</b> せきむ めいかくか <b>責務の明確化</b> じかんみまん はたらくしょうがいしゃ じつ <b>10～20時間未満で働く障害者の実</b> こようりつさんてい <b>雇用率算定</b>

しゃかい しょうがい しゃかい こじん しんしんきのう しょうがい あい  
 「社会モデル」は、「障害」は社会と個人の心身機能の障害が相  
 つく しょうへき と のぞ しゃかい せきむ  
 まって作られているものであり、その障壁を取り除くのは社会の責務とし、  
 しゃかいぜんたい もんだい たら かんが いっぽう いがく しょうがい  
 社会全体の問題として捉える考え。一方で「医学モデル」は、「障害」  
 こじん しんしんきのう こじんてき もんだい たら かんが かつ  
 を個人の心身機能によるものとし、個人的な問題として捉える考え方で  
 す。

## 2 持続可能な開発目標との関連

本計画を推進することで、平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた取組にも繋がっていきます。

SDGsは17のゴール（目標）と169のターゲット（取組）から構成されますが、本計画と関連性が高い目標として以下が挙げられます。

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて採択された令和12（2030）年を年限とする基本目標です。

「誰一人取り残さない」という基本理念は、障害福祉分野の根底を貫く考え方であり、本計画のめざす地域共生社会と方向性を同じくするものです。

そのため、本計画においては、SDGs（持続可能な開発目標）の基本理念や基本目標を計画中に取り込みながら、障害のある・なしに関わらず、誰もが安心して暮らし続けられる環境の構築に取り組んでいきます。

いさはやし      しょうがいふくし      かんれん      えすでいじーず      とりくみ  
 諫早市における 障 害 福祉に関する SDGs の取組

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



いさはやし      ほんけいかく      つうじて      つぎ  
 諫早市は、本計画を通じて、次  
 かか      えすでいじーず      もくひょう  
 に掲げる SDGs の目標  
 たっせい      かくじぎょう      すいしん  
 達成のため、各事業を推進し  
 ます。

- ▶▶▶ 1 貧困をなくそう
- ▶▶▶ 3 すべての人に健康と福祉を
- ▶▶▶ 4 質の高い教育をみんなに
- ▶▶▶ 8 働きがいも経済成長も
- ▶▶▶ 10 人や国の不平等をなくそう
- ▶▶▶ 11 住み続けられるまちづくりを

### 3 本計画における障害のある人の定義

本計画の対象となる「障害者」は、障害者基本法第2条の規定に基づき、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）

その他の心身の機能の障害（高次脳機能障害者、難病患者を含む。）

があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人としてします。

ただし、具体的な事業の対象となる障害者の範囲は、個別の法令等の規定によります。

なお、社会的障壁とは、障がいがある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを言います。

<small>こんきよほうりつおよ じょうこう じょうぶん</small> <b>根拠法律及び条項（条文）</b>	
<small>しょうがいしゃきほんほう しょうわ ねんほうりつだい ごう</small> <b>障害者基本法（昭和45年法律第84号）</b>	
<small>だい じょう</small> <b>第2条</b>	<small>ほうりつ つぎ かくごう かか ようご いぎ</small> この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ
<small>とうがいかくごう さだ</small> 当該各号に定めるところによる。	<small>しょうがいしゃ しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい はったつしょうがい</small> （1） 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害
<small>ふく た しんしん きのう しょうがい いか しょうがい そうしょう</small> を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）があ	<small>もの しょうがいおよ しゃかいてきしょうへき けいぞくてき にちじょうせいかつまた</small> る者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は
<small>しゃかいせいかつ そうとう せいげん う じょうたい</small> 社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。	

しょうがいしゃそうごうしえんほう へいせい ねんほうりつだい ごう  
障害者総合支援法（平成17年法律第123号）

だい じょう ほうりつ しょうがいしゃ しんたいしょうがいしゃふくしほうだい  
第4条 この法律において、「障害者」とは、身体障害者福祉法第4  
じょう きてい しんたいしょうがいしゃ ちてきしょうがいしゃふくしほう ちてきしょうがいしゃ  
条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のう  
さいいじょう しゃおよ せいしんほけんおよ せいしんしょうがいしゃふくし かん  
ち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する  
ほうりつだい じょう きてい せいしんしょうがいしゃ はったつしょうがいしゃしえんほう へいせい  
法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16  
ねんほうりつだい ごう だい じょうだい こう きてい はったつしょうがいしゃ ふく ちてき  
年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的  
しょうがいしゃふくしほう ちてきしょうがいしゃ のぞ い か せいしんしょうがいしゃ  
障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）  
さいいじょう ものなら ちりょうほうほう かくりつ しっぺい た  
のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他  
とくしゅ しっぺい せいれい さだ しょうがい ていど こうせいろうどう  
の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働  
だいじん さだ ていど もの さいいじょう もの  
大臣が定める程度である者であって18歳以上である者をいう。

じどうふくしほう しょうわ ねんほうりつだい ごう  
児童福祉法（昭和22年法律第164号）

だい じょう りやく  
第4条（略）

ほうりつ しょうがいじ しんたい しょうがい じどう ちてきしょうがい  
2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある  
じどう せいしん しょうがい じどう はったつしょうがいしゃしえんほう へいせい ねんほうりつだい  
児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第  
ごう だい じょうだい こう きてい はったつしょうがいじ ふく また ちりょうほうほう  
167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法  
かくりつ しっぺい た とくしゅ しっぺい しょうがいしゃ にちじょう  
が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常  
せいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん ほうりつ へいせい ねんほうりつだい  
生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第  
ごう だい じょうだい こう せいれい さだ しょうがい ていど どうこう  
123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項  
しゅむだいじん さだ ていど じどう  
の主務大臣が定める程度である児童をいう。

しんたいしょうがいしゃふくしほう しょうわ ねんほうりつだい ごう  
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）

だい じょう ほうりつ しんたいしょうがいしゃ べつびょう かか しんたい  
第4条 この法律において「身体障害者」とは、別表に掲げる身体  
じょう しょうがい さいいじょう もの とどうふけんちじ しんたいしょうがい  
上の障害がある18歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害  
しゃてちょう こうふ う もの  
者手帳の交付を受けた者をいう。

せいしんほけんおよびせいしんしょうがいしゃふくし かん ほうりつ しょうわ ねんほうりつだい  
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123

ごう  
号)

だい じょう ほうりつ せいしんしょうがいしゃ とうごうしつちょうしょう せいしんさよう  
第5条 この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用  
ぶつしつ きゅうせいちゅうどくまた いぞんしょう ちてきしょうがい せいしんびょうしつ た  
物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他  
せいしんしっかん ゆう もの  
の精神疾患を有する者をいう。

はったつしょうがいしゃしえんほう へいせい ねんほうりつだい ごう  
発達障害者支援法(平成28年法律第167号)

だい じょう ほうりつ はったつしょうがい じへいしょう  
第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー  
しょうこうぐん た こうはんせい はったつしょうがい がくしゅうしょうがい ちゅういけっかんたどうせい  
症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性  
しょうがい た るい のうきのう しょうがい しょうじょう つうじょうてい  
障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低  
ねんれい はつげん せいれい さだ  
年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

ほうりつ はったつしょうがいしゃ はったつしょうがい もの  
2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害がある者であって  
はったつしょうがいおよ しゃかいてきしょうへき にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ せいげん  
発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を  
う はったつしょうがいじ はったつしょうがいしゃ さいみまん  
受けるものをいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち18歳未満の  
ものをいう。

ほうりつ しゃかいてきしょうへき はったつしょうがい もの  
3 この法律において「社会的障壁」とは、発達障害がある者にとって  
にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな うえ しょうへき しゃかい  
日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における  
じぶつ せいど かんこう かんねん たいっさい  
事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

さんこう しょうがいしゃけんりじょうやく へいせい ねん がつ にちこくれんそうかいさいたく  
(参考) 障害者権利条約(平成18年12月13日国連総会採択)

ていぎ  
→ 定義なし

ぜんぶん しょうがい はってん がいねん みと いかしょうりやく  
全文 (e) 障害が発展する概念であることを認め、(以下省略)

しょうがい きのうしょうがい ゆう もの もの たい たいおよ かんきょう  
→ 障害が機能障害を有する者とこれらの者に対する態度及び環境  
しょうへき あいだ そうごさよう しょう か がいねん  
による障壁との間の相互作用により生じるもので、変わりうる概念のため、  
ていぎ  
定義づけなし。

## 4 計画の名称及び性格と役割

この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」であるとともに、諫早市総合計画の基本目標である「魅力あるまちづくり」の実現を目指したものであり、諫早市地域福祉計画の基本理念を踏まえ策定するものです。

また、計画の目的として、諫早市が抱えている課題やその対応方針について明らかにし、障害者福祉施策の総合的、計画的な推進を図ることとしています。

これらの法的根拠及び計画の性格と役割等を総合的に勘案し、本計画の名称は「諫早市障害者・障害児共生プラン（「諫早市障害者計画」、「諫早市障害福祉計画」、「諫早市障害児福祉計画」）」とします。

なお、計画の策定及び推進にあたっては、国の「障害者基本計画」や県の「長崎県障害者基本計画」、「長崎県障害者（児）福祉計画」及び本市の各行政計画等との連携を図りつつ、より実効性の高い取り組みに努めます。

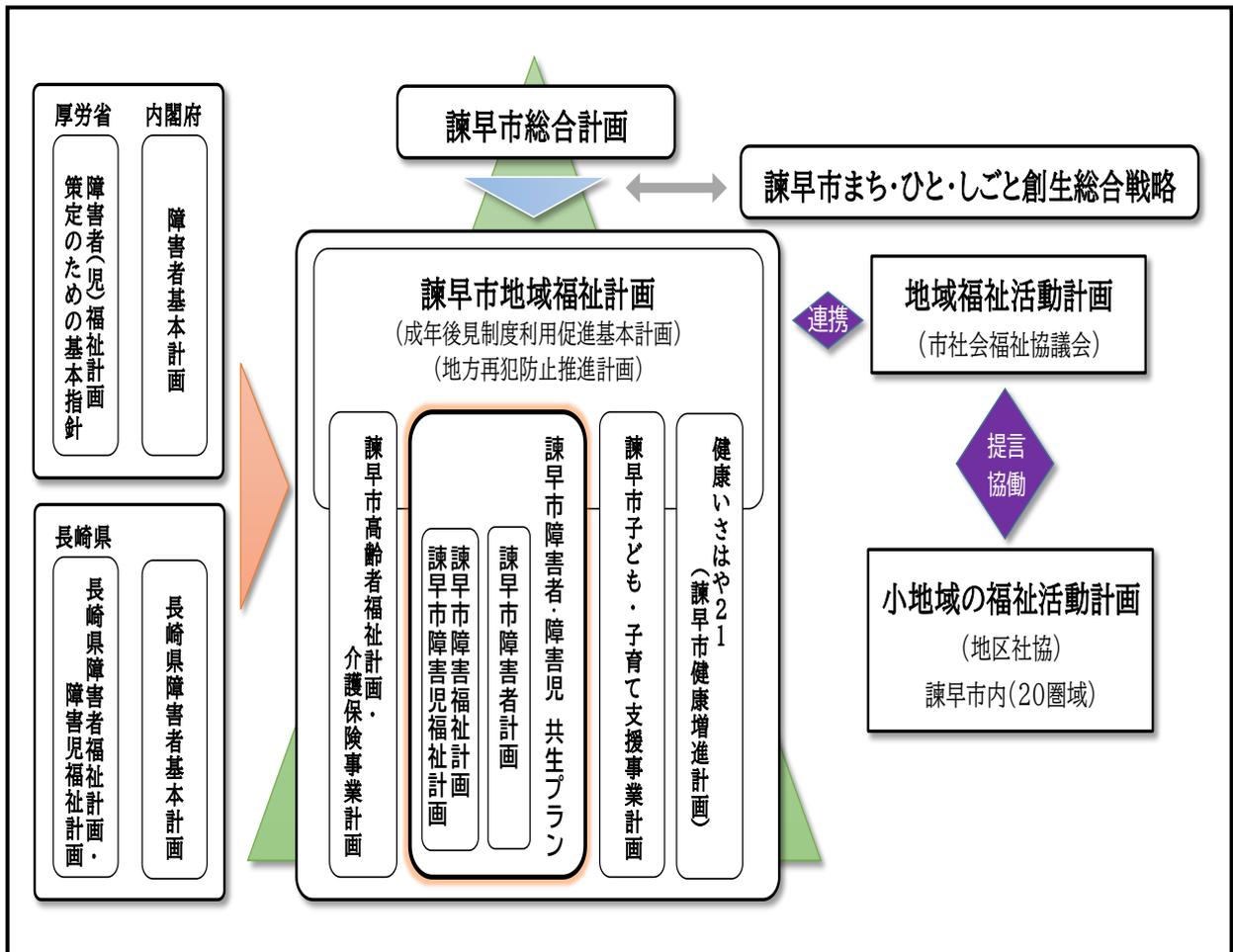
## 計画策定の法的根拠

けいかくめい 計画名	こんきよほう 根拠法 じょうこう (条項)	ほんぶん 本文
しょうがいしゃ 障害者 けいかく 計画	しょうがいしゃ きほん 障害者基本 ほう 法 だい じょう 第11条 だい こう 第3項	しちょうそん しょうがいしゃ きほんけいかくおよ 市町村は、障害者基本計画及び とどうふけんしょうがいしゃけいかく きほん 都道府県障害者計画を基本とするとも に、当該市町村における障害者の じょうきょうとう どうがいしちょうそん 状況等を踏まえ、当該市町村における しょうがいしゃ せさく かんするきほんてき 障害者のための施策に関する基本的な けいかく さくてい 計画を策定しなければならない。
しょうがいふくし 障害福祉 けいかく 計画	しょうがいしゃ そうごう 障害者総合 しえんほう 支援法 だい じょう 第88条	しちょうそん きほんししん そく しょうがいふくし 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サ ていきょうたいせい かくほ た ほうりつ ービスの提供体制の確保その他この法律 もと ぎょうむ えんかつ じっし かん けいかく に基づく業務の円滑な実施に関する計画 さだ を定めるものとする。
しょうがいじふくし 障害児福祉 けいかく 計画	じどうふくしほう 児童福祉法 だい じょう 第33条の 20	しちょうそん きほんししん そく しょうがいじ 市町村は、基本指針に即して、障害児 つうしょしえんおよ しょうがいじ そうだんしえん ていきょう 通所支援及び障害児相談支援の提供 たいせい かくほ たしょうがいじつうしょしえんおよ 体制の確保その他障害児通所支援及び しょうがいじ そうだんしえん えんかつ じっし かん 障害児相談支援の円滑な実施に関する けいかく さだ 計画を定めるものとする。

かくほうりつ もと けいかく ほんしけいかく たいけいじょう し わ  
**(各法律に基づく計画の) 本市計画における体系上の仕分け**

しょうだて 章立	しょうがいしゃけいかく 障害者計画	しょうがいふくしけいかく 障害福祉計画	しょうがいじふくしけいかく 障害児福祉計画
じょしょう 序章	○	○	○
だい しょう 第1章	○	○	○
だい しょう 第2章	○	—	—
だい しょう 第3章	—	○	○
だい しょう 第4章	○	○	○

けいかく いち  
**計画の位置づけ**



# 5 計画の期間

「計画策定における地方分権改革の推進について（R5.3.31閣議決定）」

に基づき、各地方公共団体の作成する「障害者基本計画」、「障害者

（児）福祉計画」の策定期間の弾力化が図られたことに伴い、評価及び

見直しのための十分な期間を確保するため、本計画は、令和6年度か

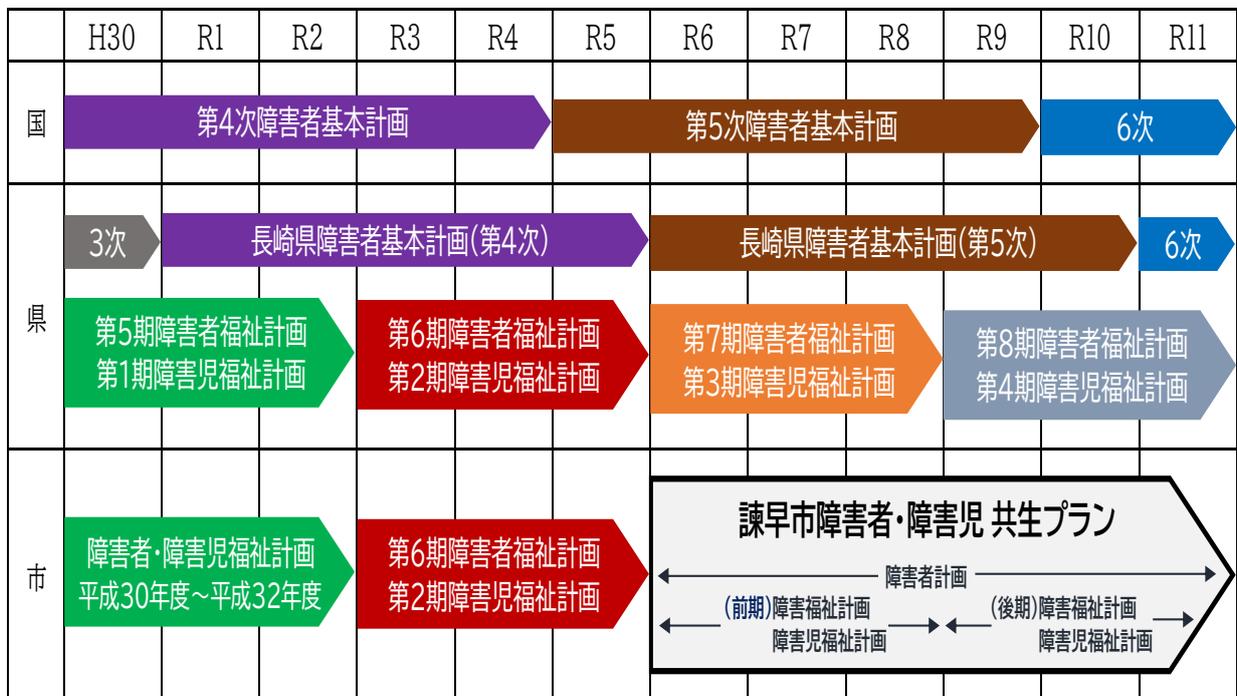
ら令和11年度までの6年間の計画とし、前半3か年を障害者計画

及び（前期）障害福祉計画・障害児福祉計画、後半3か年を障害

者計画及び（後期）障害福祉計画・障害児福祉計画として策定しま

す。ただし、市民ニーズの多様化など社会環境の変化や報酬改定・

制度改正の影響等を考慮して、必要に応じ計画の見直しを行います。



きほんもくひょうおよ きほんせさく  
**6 基本目標及び基本施策**

ほんけいかく じょうけいかく いさはやしちいきふくしけいかく いさはやしけんこうふくし  
 本計画の上位計画である「諫早市地域福祉計画（諫早市健康福祉

そうごうけいかく さだ きほんりねん じつげん むほんけいかく きほん  
 総合計画）」に定める基本理念（＊）の実現に向け、本計画における基本

もくひょう つぎ さだ  
 目標を次のように定めます。

きほんもくひょう  
**基本目標**

とも ささ あ ち いきしゃかい じつげん  
**共に支え合う地域社会の実現へ**

だれひとり と のこ いさはや  
**～誰一人取り残さない諫早のまちづくり～**

しょうがい ひと だれひとり と のこ しゃかいかつどう  
 障害のある人が、誰一人取り残されることなく、あらゆる社会活動に  
 さんか さんかく つとめ しょうがい ひと ひと  
 参加・参画することができるまちづくりに努め、障害のある人もない人も  
 やくわり せきにな とも は しゃかい <きょうせい > じつげん  
 それぞれの役割と責任を共に果たせる社会《共生のまち》の実現を  
 めざします。



いさはやしちいきふくしけいかく いさはやしけんこうふくしそうごうけいかく さだ きほんりねん  
 （＊）「諫早市地域福祉計画（諫早市健康福祉総合計画）」に定める基本理念

しみんひとり そんげん ほじ ささ あ あんしん く つづ  
 市民一人ひとりが尊厳を保持し、支え合いながら、安心して暮らし続  
 けることができるまちづくり

ちいききょうせいしゃかい じつげん めざ  
 ～地域共生社会の実現を目指して～

基本目標の達成のため、次の施策を重点的に進めていきます。

基本施策

## 基本施策1

## シームレスな(切れ目のない)支援の展開

障害のある人が、それぞれのライフステージと地域で安心できる生活を営むために必要な支援制度の充実を図り、シームレスな(切れ目のない)支援の展開を図ります。

基本施策

## 基本施策2

## 社会参加の促進

障害のある人が、自分にあった社会参加や就労の場を見つけて、その環境で力が発揮でき、生きがいや収入を得られる地域社会の構築をめざします。

基本施策

## 基本施策3

## 支え合いのしくみづくり

障害のある人が、住み慣れた地域で、あたたかい支え合いのもと、安心して暮らせるようなしくみづくりをめざします。

# 第1章 諫早市における障害のある人の現状

## 1 障害のある人の現状

本市の人口は緩やかに減少しており、障害のある人の占める割合も同様に減少しているものの、知的障害のある人、精神障害のある人は増加傾向にあります。

表1 障害者手帳の所持者

(各年度3月末)

くぶん ねんど 区分/年度		ねんど R2年度	ねんど R3年度	ねんど R4年度
じんこう 人口		134,497人	134,033人	132,058人
しょうがいしゃてちょう しょじしゃ 障害者手帳の所持者		8,804人	8,738人	8,570人
じんこう し わりあい (人口に占める割合)		(6.55%)	(6.52%)	(6.49%)
内 訳	しんたいしょうがい 身体障害のある人	6,065人	5,912人	5,687人
	ちてきしょうがい 知的障害のある人	1,549人	1,576人	1,618人
	せいしんしょうがい 精神障害のある人	1,190人	1,250人	1,265人

※障害のある人の人数には障害のある児童を含む。

(住民基本台帳人口、諫早市保有データ)

## 2 身体障害のある人の状況

本市における身体障害者手帳を所持している人（身体障害のある人）の推移を見ると、令和4年度末現在5,687人で、減少の傾向にあります。そのうち、障害種別では、肢体不自由が半数を占めています。

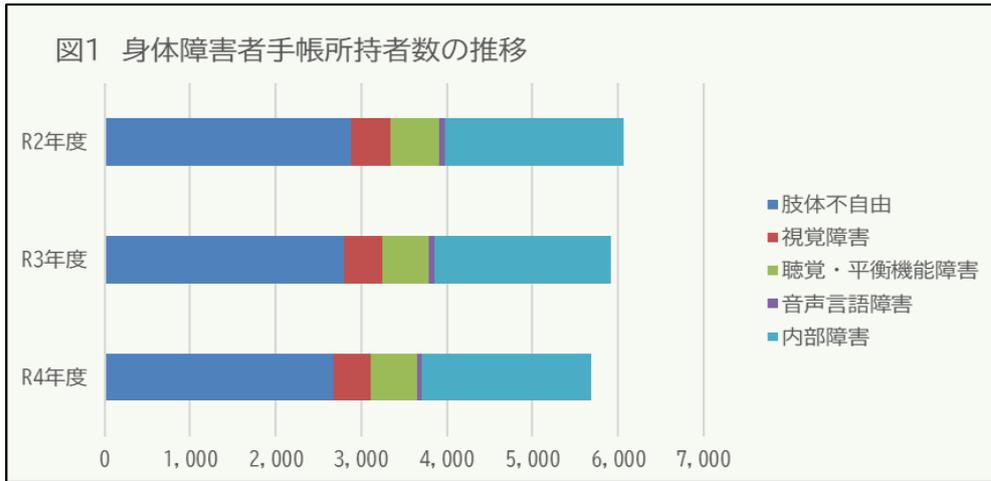
表2 身体障害者手帳所持者数の障害別推移

（各年度3月末）

くぶん ねんど 区分／年度	ねんど R2年度	ねんど R3年度	ねんど R4年度	こうせいひ 構成比
したいふじゆう 肢体不自由	2,886人	2,801人	2,680人	47.1%
しかくしょうがい 視覚障害	451人	439人	424人	7.5%
ちょうかく へいこうきのう 聴覚・平衡機能 しょうがい 障害	574人	553人	546人	9.6%
おんせいげんごしょうがい 音声言語障害	67人	65人	63人	1.1%
ないぶしょうがい 内部障害	2,087人	2,054人	1,974人	34.7%
けい 計	6,065人	5,912人	5,687人	100.0%

※障害のある人の人数には障害のある児童を含む。

（諫早市保有データ）



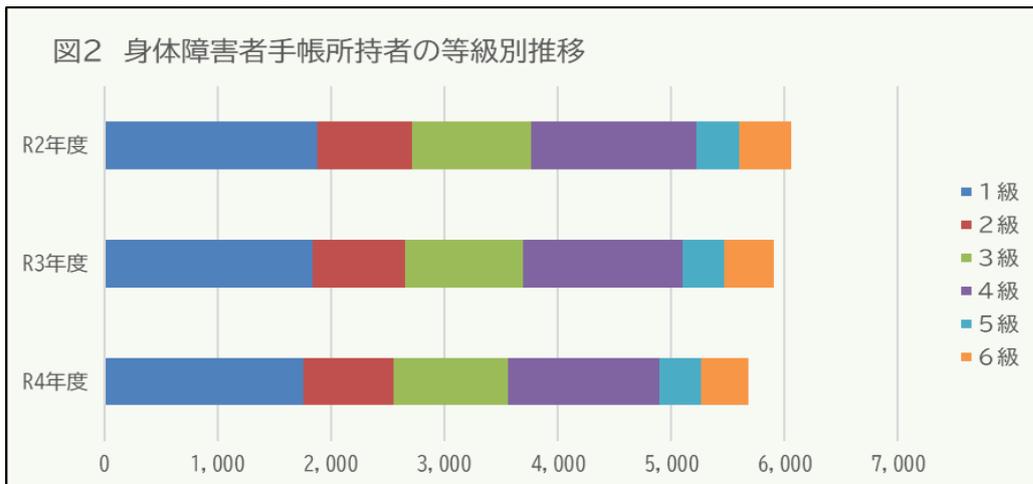
また、等級別推移を見ると、令和4年度末で、1級 1,759人 (30.9%)、2級 792人 (13.9%) と重度の障害のある人が2,551人で44.8%を占めています。

表3 身体障害者手帳所持者の等級別状況

(各年度3月末)

等級別 / 年度	ねんど R2年度	ねんど R3年度	ねんど R4年度	こうせいひ 構成比
1級	1,881人	1,835人	1,759人	30.9%
2級	830人	816人	792人	13.9%
3級	1,055人	1,039人	1,012人	17.8%
4級	1,461人	1,408人	1,339人	23.5%
5級	378人	370人	359人	6.3%
6級	460人	444人	426人	7.5%
けい計	6,065人	5,912人	5,687人	100.0%

※身体障害者手帳所持者数には身体障害のある児童を含む。(諫早市保有データ)



さらに身体障害者手帳所持者数を年齢別で見ると、65歳以上の障害のある人が、4,136人で、72.8%を占め、障害のある人の高齢化がうかがわれます。

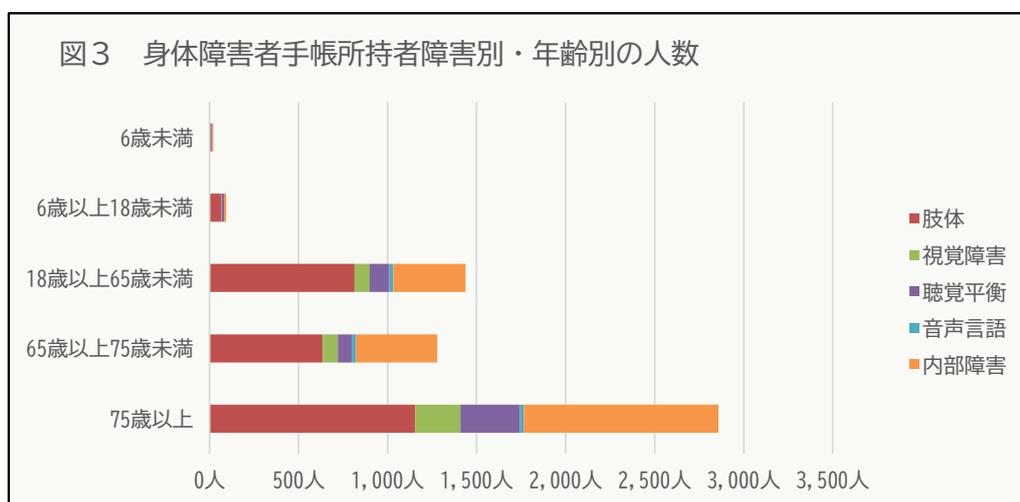
#### 表4 身体障害者手帳所持者障害別・年齢別の状況

令和5年3月末現在

年齢区分/ 障害別	した 肢体	しかく 視覚 しょうがい 障害	ちょうかく 聴覚 へいこう 平衡	おんせい 音声 げんご 言語	ないぶ 内部 しょうがい 障害	けい 計	こうせいひ 構成比
さいみまん 6歳未満	にん 8人	にん 0人	にん 7人	にん 0人	にん 6人	にん 21人	0.4%
さいいじょう 6歳以上18歳 みまん 未満	にん 66人	にん 2人	にん 13人	にん 0人	にん 12人	にん 93人	1.6%
さいいじょう 18歳以上65歳 みまん 未満	にん 815人	にん 85人	にん 110人	にん 21人	にん 406人	1,437 にん 人	25.3%

さいいじょう さい 65歳以上75歳 みまん 未満	にん 636人	にん 84人	にん 81人	にん 21人	にん 456人	1,278 にん 人	22.5%
さいいじょう 75歳以上	1,155 にん 人	にん 253人	にん 335人	にん 21人	1,094 にん 人	2,858 にん 人	50.3%
けい 計	2,680 にん 人	にん 424人	にん 546人	にん 63人	1,974 にん 人	5,687 にん 人	100.0%

いさはやしほゆう  
(諫早市保有データ)



### 3 知的障害のある人の状況

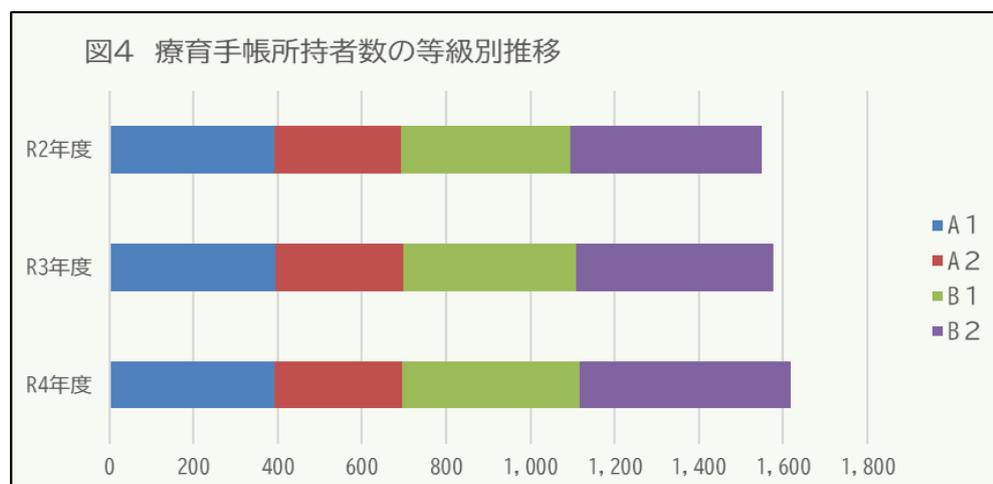
本市における療育手帳所持者数の推移を見ると増加しており、令和4年度末で1,618人となっています。これを障害程度別に見るとA1、A2の重度が695人(43%)、B1、B2の中軽度が923人(57%)となっています。

ひょう しょういんていしや すい  
**表 5 療育手帳所持者の推移**

かくねんど がつまつ  
 (各年度3月末)

きゅうべつ ねんど 級 別 / 年度	ねんど R2年度	ねんど R3年度	ねんど R4年度	こうせいひ 構成比
A1	にん 393人	にん 394人	にん 391人	24.2%
A2	にん 299人	にん 304人	にん 304人	18.8%
B1	にん 404人	にん 411人	にん 423人	26.1%
B2	にん 453人	にん 467人	にん 500人	30.9%
けい 計	にん 1,549人	にん 1,576人	にん 1,618人	100.0%

こめりょういくてしょうしよじしやすう ちてきしょうがい じどう ふく いさはやしほゆう  
 ※療育手帳所持者数には知的障害のある児童を含む。 (諫早市保有データ)



また、療育手帳所持者数を年齢別に見ると、18歳未満310人 (19.2%)、18歳以上1,308人 (80.8%) となっています。

ひょう りょういくてちょうしょじしゃ ねんれいべつ にんずう  
**表 6 療育手帳所持者の年齢別の人数**

れいわ ねん がつまつ  
 (令和5年3月末)

きゅうべつ ねんど 級 別 / 年度	A1	A2	B1	B2	けい 計	こうせいひ 構成比
さいみまん 18歳未満	にん 60人	にん 49人	にん 61人	にん 140人	にん 310人	19.2%
さいいじょう さい 18歳以上65歳 みまん 未満	にん 289人	にん 189人	にん 285人	にん 331人	にん 1,094人	67.6%
さいいじょう 65歳以上	にん 42人	にん 66人	にん 77人	にん 29人	にん 214人	13.2%
けい 計	にん 391人	にん 304人	にん 423人	にん 500人	にん 1,618人	100.0%

いさはやしほゆう  
 (諫早市保有データ)

## 4 精神障害のある人の状況

ほんし せいしんしょうがい ひと じょうきょう じりつしえんいりようたいしょうしゃ  
 本市における精神障害のある人の状況は、自立支援医療対象者  
 が2,110人となっています。また、せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょうしょじしゃ  
 精神障害者保健福祉手帳所持者  
 ぞうかけいこう  
 は増加傾向にあります。

ひょう せいしんしょうがい ひと じょうきょう  
**表 7 精神障害のある人の状況**

かくねんど がつまつ  
 (各年度3月末)

くぶん 区分	ねんど R2年度	ねんど R3年度	ねんど R4年度
じりつしえんいりようりようしゃ 自立支援医療利用者	にん 2,095人	にん 1,987人	にん 2,110人

ひょう せいしんしょうがいほけんふくしてちょうしょじしゃすう どうきゅうべつじょうきょう  
**表 8 精神障害保健福祉手帳所持者数の等級別状況**

かくねんど がつまつ  
 (各年度3月末)

きゅうべつ 級別 / ねんど 年度	ねんど R2年度	ねんど R3年度	ねんど R4年度	こうせいひ 構成比
きゅう 1級	にん 91人	にん 92人	にん 98人	7.7%
きゅう 2級	にん 687人	にん 713人	にん 731人	57.8%
きゅう 3級	にん 412人	にん 445人	にん 436人	34.5%
けい 計	にん 1,190人	にん 1,250人	にん 1,265人	100.0%

いさはやしほゆう  
 (諫早市保有データ)

せいしんしょうがいおよ はったつしょうがい うたが ふく  
**5 精神障害及び発達障害（疑い含む）のある**

じどうすう すい  
**児童数の推移**

ほんし せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょうしょじしゃおよ はったつしょうがい うたが  
 本市における精神障害者保健福祉手帳所持者及び発達障害の疑  
 いがあり、福祉サービスを利用した児童数は、令和4年度末現在、放課後  
 等デイサービス利用者（ふくし りょう じどうすう れいわ ねんどまつげんざい ほうかご  
 とう りょうしゃ にん じどうはったつしえん りょうしゃ にん）が283人、児童発達支援サービス利用者（ごうけい にん）が211人、  
 合計494人となっています。

ひょう しょうがい しかん るいけいべつしょうがいじふくし さーびす りょうじょうきょう  
**表 9 障害（疾患）類型別障害児福祉サービスの利用状況**

かくねんど がつまつ  
 (各年度3月末)

くぶん 区分/サービス	ほうかごとう 放課後等デイサー ビス			じどうはったつしえん 児童発達支援			ごうけい 合計		
	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4

せいしんしょうがい 精神障害 てちょうしょじしゃ 手帳所持者	17 にん 人	21 にん 人	25 にん 人	0 にん 人	0 にん 人	0 にん 人	17 にん 人	21 にん 人	25 にん 人
はったつしょうがい 発達障害 うたが (疑い含む)	214 にん 人	271 にん 人	258 にん 人	78 にん 人	93 にん 人	211 にん 人	292 にん 人	364 にん 人	469 にん 人
そう すう 総数	231 にん 人	292 にん 人	283 にん 人	78 にん 人	93 にん 人	211 にん 人	309 にん 人	385 にん 人	494 にん 人

てちょうしょじしゃ はったつしょうがい がいとう てちょうしょじしゃ  
※手帳所持者・発達障害のいずれにも該当する場合、手帳所持者としてカウント

いさはやしほゆう  
(諫早市保有データ)

## 6 難病患者等の状況

ほんし なんびょうかんじゃなど じょうきょう れいわ ねんどまつげんざい とくていしっかん  
本市における難病患者等の状況は、令和4年度末現在、特定疾患  
いりょうじゅきゅうしゃ にん しょうにまんせいとくていしつべいちりょうけんきゅうじぎょうきゅうふしゃ  
医療受給者1,262人、小児慢性特定疾病治療研究事業給付者  
170人、合計1,432人となっています。

### 表10 特定疾患（指定難病）医療受給者

かくねんど がつまつげんざい  
(各年度3月末現在)

しっかんぐん 疾患群	ねんど R2年度	ねんど R3年度	ねんど R4年度
しんけい きんしっかん 神経・筋疾患	333 にん 人	352 にん 人	365 にん 人
しょうかきけいしっかん 消化器系疾患	212 にん 人	211 にん 人	211 にん 人
めんえきけいしっかん 免疫系疾患	246 にん 人	261 にん 人	302 にん 人
こつ かんせつけいしっかん 骨、関節系疾患	119 にん 人	112 にん 人	107 にん 人

こきゅうきけいしっかん 呼吸器系疾患	にん 40人	にん 42人	にん 44人
ひふ けつごうそしきしっかん 皮膚・結合組織疾患	にん 68人	にん 62人	にん 13人
しかくけいしっかん 視覚系疾患	にん 43人	にん 38人	にん 34人
けつえきけいしっかん 血液系疾患	にん 34人	にん 31人	にん 28人
じゅんかんきけいしっかん 循環器系疾患	にん 40人	にん 36人	にん 37人
ないぶんびつけいしっかん 内分泌系疾患	にん 36人	にん 35人	にん 39人
じん ひにょうきけいしっかん 腎・泌尿器系疾患	にん 41人	にん 57人	にん 61人
たいしゃけいしっかん 代謝系疾患	にん 15人	にん 12人	にん 9人
せんしょくたい いでんし へんか ともな 染色体または遺伝子に変化を伴う しょうこうぐん 症候群	にん 2人	にん 2人	にん 5人
ちょうかくへいこうきのうしっかん 聴覚平衡機能疾患	にん 0人	にん 0人	にん 7人
けい 計	にん 1,229人	にん 1,251人	にん 1,262人

ひょう しょうにまんせいとくていしっぺいりょうひじよせいせいどにんていしゃ  
表 1 1 小児慢性特定疾病医療費助成制度認定者

かくねんど がつまづげんざい  
(各年度3月末現在)

しっかんぐん 疾患群	ねんど R2年度	ねんど R3年度	ねんど R4年度
あくせいしんせいぶつ 悪性新生物	にん 19人	にん 17人	にん 15人
あくせいじんしっかん 悪性腎疾患	にん 15人	にん 13人	にん 12人
まんせいこきゅうきしっかん 慢性呼吸器疾患	にん 8人	にん 7人	にん 9人

まんせいしんしつかん 慢性心疾患	にん 34人	にん 33人	にん 27人
ないぶんびつしつかん 内分泌疾患	にん 37人	にん 27人	にん 26人
こうはらびょう 膠原病	にん 13人	にん 9人	にん 10人
とうにょうびょう 糖尿病	にん 6人	にん 4人	にん 5人
せんてんせいたいしゃいじょう 先天性代謝異常	にん 3人	にん 2人	にん 2人
けつえきしつかん 血液疾患	にん 4人	にん 5人	にん 5人
めんえきしつかん 免疫疾患	にん 2人	にん 2人	にん 3人
しんけい きんしつかん 神経・筋疾患	にん 19人	にん 17人	にん 15人
まんせいしょうかきしつかん 慢性消化器疾患	にん 15人	にん 16人	にん 15人
せんしょくたい いでんし へんか ともな 染色体または遺伝子に変化を伴う しょうこうぐん 症候群	にん 7人	にん 8人	にん 9人
ひふけいしつかん 皮膚系疾患	にん 4人	にん 3人	にん 3人
こつけいとうしつかん 骨系統疾患	にん 5人	にん 4人	にん 4人
みゃつかんけいしつかん 脈管系疾患	にん 0人	にん 0人	にん 0人
けい 計	にん 191人	にん 167人	にん 170人

けんおうほけんじょでーた  
(県央保健所データ)

## 第2章 施策の現状と課題及び今後の取組

### 基本施策1 シームレスな（切れ目のない）支援の展開

障害のある人が、地域で安心できる生活を営むために必要な支援制度の充実を図り、シームレスな（切れ目のない）支援の展開を図ります。

#### (1) 重層的な相談支援体制の充実

##### (現状と課題)

障害のある人に対する必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援などの生活に密着した相談は、日常生活や社会生活を営むうえで必要不可欠なものであり、市障害福祉課及び相談支援事業所  
その他関係機関等と連携しながら対応しています。

また、地域自立支援協議会には、4つの専門部会（就労、こども、サービス、地域移行）を設け、相談を受ける中で明らかになったニーズや課題などについて、問題解決に向けた協議を行い、相談支援体制の  
充実を図っています。

しかしながら、障害のある人ご自身やこれを支える家族の高齢化に伴って生じる様々な困りごとに対して、サービスの窓口につながらないことや問題の解決に至らないなど、相談支援が有効に機能しない場面も

見受けられ、その対策を図ることが喫緊の課題です。

障害のある人の困りごとについては、障害の特性や家庭環境により複雑・多岐にわたっており、障害のみならず様々なサービスをコーディネートする重層的できめ細かい対応ができる新たな相談支援体制の構築が求められています。

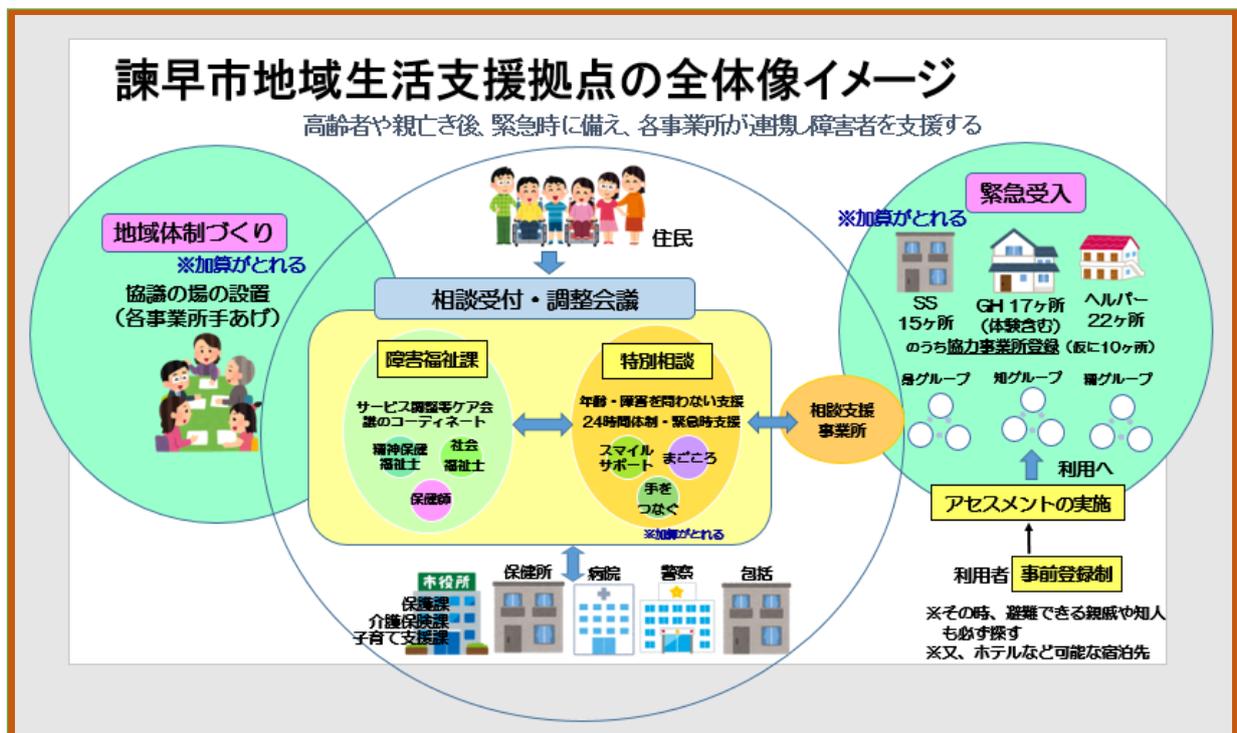
また、地域生活への移行を進める観点から、特に、長期の施設入所者、入院患者については、地域移行の阻害要因を検証しつつ、人権が回復されるよう支援することが必要です。

（今後の取組）

No.	とりくみめい 取組名	ないよう 内容
1	障害福祉サービスの情報の提供の充実	広報誌やホームページ、冊子の配付などを通して、障害福祉サービスや相談窓口について情報を提供を行います。
2	地域移行・定着支援の体制確立	障害福祉サービス利用計画の策定や、病院や施設から地域へ移行する際の様々な相談や、地域移行支援・地域定着支援の相談に応じる体制を確立します。
3	障害者相談	県との役割分担のもと、障害者相談支援専門員

	<p>しえんせんもんいんとう 支援専門員等の ししつこうじょう 資質向上</p>	<p>ししつこうじょう はか じゅうじつ けんしゅうきかい の資質向上を図るための充実した研修機会を かくほ 確保します。</p>
4	<p>ちいきじりつしえんきょう 地域自立支援協 ぎかい きのうきょうか 議会の機能強化</p>	<p>ちいきじりつしえんきょうぎかい かんけいきかん れんけい 地域自立支援協議会においては、関係機関との連携 はか ちいき しょうがいしゃ かん じょうほうしゅうしゅう を図り、地域の障害者に関する情報収集、 かだいきょうゆう こんご とりくみ む きょうぎとう おこな 課題共有、今後の取組に向けた協議等を行い、 きのうきょうか はか 機能強化を図っていきます。</p>
5	<p>ちいきせいかつしえん 地域生活支援 きよてん きのうきょうか 拠点の機能強化</p>	<p>しょうがいしゃ じゅうどか こうれいか おやな あと みす 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて せいび はか ちいきせいかつしえんきよてん きんきゅうたいおう 整備を図った「地域生活支援拠点」の緊急対応な じゅうぶん きのう はつき かんけいきかん ど十分に機能を発揮できるように関係機関との れんけいきょうか はか 連携強化を図ります。</p>
6	<p>ふくごうてき かだい 複合的な課題を かか せたい 抱える世帯への じゅうそうてき そうだん 重層的な相談 しえん 支援</p>	<p>しょうがい ふうくごうてき かだい かか せたい 障害のみならず複合的な課題を抱える世帯への じゅうそうてき そうだんしえんたいせい こうちく む かんけい 重層的な相談支援体制の構築に向けて、関係 ぶしょ きかんと れんけい はか けんとう すず 部署・機関等と連携を図りながら検討を進めます。</p>
7	<p>ぎゃくたい てきせつ 虐待への適切 そうだんしえん な相談支援</p>	<p>しょうがいしゃ じ ぎゃくたい そうきはっけん ぼうし む 障害者（児）虐待の早期発見や防止に向けて、 しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほうとう かん せつきよくてき 障害者虐待防止法等に関する積極的な こうほう けいはつかつどう おこな そうだんしえんとう 広報・啓発活動を行うとともに、相談支援等の てきせつ うんよう と く 適切な運用に取り組みます。</p>

8	きかんそうだんしえん <b>基幹相談支援センター</b> の設置	ちいき そうだんしえん きよてん そうごうてき そうだんぎょうむ 地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務  しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい およ せいねん (身体障害・知的障害・精神障害)及び成年 こうけんせいどりようしえんじぎょう じっし きかんそうだんしえん 後見制度利用支援事業を実施する「基幹相談支援セン ター」を設置し、地域の実情に応じた相談業務に取 り組みます。
---	--	--



## (2) 自立支援給付等による日常生活の支援

### (現状と課題)

ちいきしゃかい きょうせいしゃかい じつげん む しょうがいふくし  
 地域社会における共生社会の実現に向けて、障害福祉サービスの

じゅうじつとう しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん  
 充実等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた

め、平成25年に施行された「障害者総合支援法」について、平成2

8年の改正では「自立生活援助」及び「就労定着支援」、令和4年

の改正では「就労選択支援」サービスが新たに創設されました。

障害のある人や難病患者等が地域で生きがい、役割を持ち、その人ら

しく安心して暮らすためには、保健、医療、福祉、雇用等の各分野の支援

を受けながら、ニーズに応じたサービス提供体制を整備、構築しなけれ

ばなりません。

また、障害のある人の高齢化に向けて、介護分野との更なる連携強化

が重要です。

（今後の取組）

No.	とりくみめい 取組名	ないよう 内容
1	しょうがいふくし 障害福祉サービ スの充実	しょうがい しゅべつ 障害の種別にかかわらず、利用者が必要としている サービスを適切に利用できるよう、障害福祉サービス の充実に努めます。
2	サービスの適切 かつ弾力的な 運用	しょうがいふくし 障害福祉サービスを必要とする人それぞれの事案に 応じ、十分な検討のうえ、適切かつ弾力的な 運用を図ります。
3	ふくしじんざい 福祉人材の確保	ひとてがそく 人手不足の状況を注視しながら、市内における

		しょうがいふくし とう かか じんざいかくほ 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 等 に 係 る 人 材 確 保 の た め の こうかてき とりくみ けんとう 効 果 的 な 取 組 を 検 討 す る。
4	サービスの質の 向上	しょうがいふくし ていきょう じぎょうしゃ たい 障 害 福 祉 サ ー ビ ス を 提 供 す る 事 業 者 に 対 す る けんしゅう きかい かくほ じんざいいくせい しつ 研 修 の 機 会 を 確 保 し、 人 材 育 成 や サ ー ビ ス の 質 の こうじょう つと 向 上 に 努 め ま す。
5	高齢者施策との 連携	しょうがい ひと こうれいか かん けんとう おこな ちいき 障 害 の あ る 人 の 高 齢 化 に 関 す る 検 討 を 行 い、 地 域 きょうせいしゃかい じつげん む こうれいしゃしやく れんけい 共 生 社 会 の 実 現 に 向 け て 高 齢 者 施 策 と の 連 携 の きょうか はか 強 化 を 図 り ま す。
6	介護保険サービス への円滑な移行	しょうがいふくし りょうしゃ かいごほけん りょう きぼう 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 利 用 者 が 介 護 保 険 の 利 用 を 希 望 す さい えんかつ いこう はか ちいきほうかつしえん る 際 に 円 滑 な 移 行 が 図 れ る よう、 地 域 包 括 支 援 セ ン タ とう かんけいきかん いっそう れんけい けいぞく 一 等 の 関 係 機 関 と の よ り 一 層 の 連 携 を 継 続 し ま す。
7	地域間格差の 解消	しょうがいふくし きばん しない ちいきかんかくさ 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 基 盤 の 市 内 に お け る 地 域 間 格 差 の ぜせい ちいきかん きんこう はいりよ つと 是 正 と 地 域 間 の 均 衡 に 配 慮 す る よう 努 め ま す。
8	就労選択支援 の推進	しゅうろう しゅほう かつよう ほんにん きぼう 就 労 ア セ ス メ ン ト の 手 法 を 活 用 し て、 本 人 の 希 望、 しゅうろうのうりよく てきせいとう あ せんたく しえん あら 就 労 能 力 や 適 性 等 に 合 っ た 選 択 を 支 援 す る 新 たなサービス「就労選択支援」サービスの利用推進 はか を 図 り ま す。
9	強度行動	きょうどうどうしょうがい ゆう じ しゃ かん しない 強 度 行 動 障 害 を 有 す る 児 ・ 者 に 関 し、 市 内 に お け

しょうがい じ 障 害 のある児・  しゃ しえんけんとう 者 への支援検 討	しえん はあく つと しえんたいせいせいび けんとう はか る支援ニーズの把握に努め、支援体 制整備の検 討を 図 ります。
---	--

### (3) しょうがい じどう たい きょういく りょういく じゅうじつ 障 害 のある児 童 に対する 教 育 ・ 療 育 の充 実

#### ① ちいき しょうがいじりょういく じゅうじつ 地 域 における 障 害 児 療 育 シス テ ム の 充 実

##### げんじょう かだい ( 現 状 と 課 題 )

しょうがい じどう たい しょうがい ねんれい おう てきせつ りょういく おこな  
 障 害 のある児 童 に対し、障 害 や年 齢 に応 じた適 切 な療 育 を 行 う  
 ため、児 童 発 達 支 援、放 課 後 等 デイサ ー ビス、保 育 所 等 訪 問 支 援 を 実 施 す  
 ると 同 じに 障 害 の 早 期 発 見 と 発 達 支 援 を 図 る ため、すくすく 広 場 等 に  
 おいて、幼 児 健 診 や 発 達 専 門 相 談、発 達 集 団 指 導、発 達 巡 回 相 談 の  
 発 達 支 援 事 業 を 行 っ て い ます。

ちいきじりつしえんきょうぎかい しょうがい じどう はったつしょうがい  
 また、地 域 自 立 支 援 協 議 会 に お いて、障 害 のある児 童 ( 発 達 障 害 の  
 うたが じどう ふく たい りょういくきのう きょうか ながさきけんりつ  
 疑 いの 有 る児 童 を 含 む ) に 対 す る 療 育 機 能 を 強 化 す る ため、長 崎 県 立  
 こども 医 療 福 祉 センター、児 童 発 達 支 援 センター、障 害 児 通 所 支 援  
 じぎょうしょ そうだんしえんじぎょうしょ ほいくじょ にんてい えん ようちえん がっこう  
 事 業 所、相 談 支 援 事 業 所、保 育 所 ・ 認 定 こども 園 や 幼 稚 園、学 校 など  
 かんけいきかん れんけい はか  
 関 係 機 関 と 連 携 を 図 っ て い ます。

こんご じどうはったつしえんじぎょう ほうかごとう じぎょう ほいくしょうほうもん  
 今 後 も、児 童 発 達 支 援 事 業、放 課 後 等 デイサ ー ビス 事 業、保 育 所 等 訪 問  
 しえんじぎょう きょたくほうもんがたじどうはったつしえんじぎょう みぢか ちいき しつ たか  
 支 援 事 業、居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援 事 業 など、身 近 な地 域 で 質 の 高 い

しょうがいじ りょういくしえんたいせい じゅうじつ き め しえん ていきょう  
 障害児の療育支援体制を充実し、切れ目のない支援を提供する  
 たいせい こうちく ひつよう  
 体制を構築する必要があります。

いりょうぎじゆつ しんぼとう いりょうてき じ ぞうかけいこう  
 また、医療技術の進歩等により医療的ケア児が増加傾向にあるため、  
 ちいき いりょうてき じ かぞく ささ しゃかい  
 地域において医療的ケア児とその家族を支えるインクルーシブ社会の  
 こうちく めざ もと  
 構築を目指すことが求められています。

こんご とりくみ  
 (今後の取組)

No.	とりくみめい 取組名	ないよう 内容
1	そうきはっけん 早期発見かつ こうかてき けいぞくてき 効果的・継続的 りょういく じっし な療育の実施	しょうがい そうきはっけん てきせつ こうかてき りょういく 障 害の早期発見と適切で効果的な療育または しょうがい じどう たい けいぞくてき しえんじっし 障 害のある児童に対する継続的な支援実施のた しょうがいじつうしよしえんじぎょうしよ そうだんしえんじぎょうしよ め、障害児通所支援事業所、相談支援事業所、 ほいくじよ にんてい ようちえん がっこう いりょうきかん 保育所・*認定こども園、幼稚園、学校、医療機関 かんけいきかん ちょうないかんけいぶしょかん れんけいきょうか などの関係機関や庁内関係部署間の連携強化 はか を図ります。
2	こま りょういく きめ細かな療育 しえん 支援	じどうはったつしえん ほうかごとう ほいくしよとう 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等 ほうもんしえん きたくほうもんがたじどうはったつしえん しょうがい 訪問支援、居宅訪問型児童発達支援など障 害の じどう たい こま りょういくしえん じっし ある児童に対するきめ細かな療育支援を実施しま す。
3	しょうがいじつうしよ 障害児通所	りょういく ひつよう ほごしゃ たいしょう 療育が必要なこどもの保護者を対象として、

	じぎょう りょうあんない 事業の利用案内	しょうがいじつうしょしえんじぎょう じょうほうていきょう そうだん ば 障害児通所支援事業の情報提供や相談の場  かくほ を確保します。
4	いりょうてき じとう 医療的ケア児等  かぞく ふたんけいげん の家族の負担軽減	いりょうてき じとう かぞく ふたんけいげん はか ※医療的ケア児等の家族の負担軽減を図るための  ほうもんがた しえん おこな 「訪問型レスパイト」支援を行います。
5	いりょうてき じ 医療的ケア児の  かだいかいけつ 課題解決	いりょうてき じ ちいき うけい たいせい じゅうじつ 医療的ケア児の地域での受入れ体制の充実や  さいがいたいおう ながさきけんいりょうてき じしえん 災害対応などについて、長崎県医療的ケア児支援  きょうりよく え ほけん いりょう ふくし センターの協力を得ながら、保健、医療、福祉、  きょういく かんけいきかん こうせい きょうぎ ば 教育などの関係機関で構成する協議の場におい  さら けんとう すず かだい かいけつ はか て、更なる検討を進め、課題の解決を図ります。
6	しょうがい じとう 障害のある児童  いしけいていしえん の意思決定支援	きほんほう きほんりねん のつと しょうがい じとう こども基本法の基本理念に則り、障害のある児童  いしけいせいしえん ふく いしけいていしえんとう においても、意思形成支援を含む意思決定支援等に  はいりよ 配慮します。

にんてい えん  
【認定こども園】

しゅうがくまえ こ たい ようじきょういく ほいく いったいてき ていきょう ちいき  
就学前の子どもに対して、幼児教育・保育を一体的に提供し、地域  
における子育て支援（子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場  
ていきょう おこな  
の提供など）を行います。

いりょうてき じ  
【医療的ケア児】

にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ いとな こうじょうてき いりょうてき  
日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア  
じんこうこきゅうき こきゅうかんり かくたんきゅういん ほか いりょうこうい う  
（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受け  
ふかけつ じとう  
ることが不可欠である児童のことです。



## ② 障害のある児童に対する教育の充実

### (現状と課題)

障害のある乳幼児が適切な教育・保育サービスを利用できるよう、全保育所・認定こども園及び幼稚園において障害児保育を実施する体制の整備に努めています。また、障害のある学齢児の学童保育を実施するとともに、幼稚園、小・中学校の通常学級に特別支援教育補助員を配置しています。

障害のある児童の教育を更に充実するためには、教育機関と医療・福祉関係機関等が十分に連携し情報交換や意見交換を図り、

にゅうようじき がっこうそつぎょうご いっかん けいかくてき きょういく りょういく すいしん  
乳幼児期から学校卒業後まで一貫した計画的な教育・療育の推進と、

しょうがい じどう しょうらい みす きょういく りょういく おこな  
障害のある児童の将来を見据えた教育・療育を行うとともに、

きょういくげんば ごうりてきはいりよ いっそう じゅうじつ はか ひつよう  
教育現場における合理的配慮の一層の充実を図ることが必要です。

しょうがい じどう しょうがい うむ かのう かぎ とも  
また、障害のある児童が障害の有無にかかわらず可能な限り共に

きょういく う じょうけんせいび すす  
教育を受けられることができるように条件整備を進めるとともに、

ここ きょういく てきかく こた しどう う  
個々の教育的ニーズに的確に応える指導を受けることができるインク

きょういく せいび すいしん もと  
ループ教育システムの整備を推進することが求められています。

こんご とりくみ  
(今後の取組)

No.	とりくみめい 取組名	ないよう 内容
1	いっかん 一貫した きょういく りょういく 教育・療育 れんけい のための連携 きょうか 強化	しょうがい じどう にゅうようじき がっこうそつぎょうご 障害のある児童の、乳幼児期から学校卒業後まで いっかん きょういく りょういく じゅうじつ む ほんくじょ の一貫した教育・療育の充実に向けて、保育所・ にんてい えん ようちえん がっこう ほうかごじどう 認定こども園、幼稚園、学校、放課後児童クラブなど かんけいきかん れんけいきょうか はか 関係機関との連携強化を図ります。
2	とくべつしえんきょういく 特別支援教育 すいしん の推進	ようちえんとう しょうがっこう ちゅうがっこう こうとうがっこう とくべつ 幼稚園等・小学校・中学校・高等学校・特別 しえんがっこう いりょうきかん りょういくきかん きょうせい いったい 支援学校や医療機関、療育機関、行政が一体と しょうがい じどう こべつ きょういくしえんけいかく なって、障害のある児童の個別の教育支援計画に もと とくべつしえんきょういく すいしん 基づいて特別支援教育を推進します。
3	そうごりかい はか 相互理解を図るた	しょうがい じどう ほごしゃ きょういくじゅうじしゃおよ ふくし 障害のある児童の保護者と教育従事者及び福祉

	いけんこうかんかい めの意見交換会  じっし の実施	かんけいしゃ そうごりかい はか いけんこうかんかい じっし 関係者の相互理解を図るための意見交換会を実施し ます。
4	しんろしどうとう 進路指導等の  じゅうじつ 充実	じどう きょういく りょういく たずさ しょくいん たいしょう 児童の教育や療育に携わる職員を対象とし  いりょうてき じ ふくせいどう かか た医療的ケア児をはじめとする福祉制度等に係る  けんしゅうかい じっし そうごうてき かんてん しんろしどうとう 研修会を実施し、総合的な観点から、進路指導等  じゅうじつ はか の充実を図ります。
5	ほうかごとう 放課後等デイサー  しつ ビスの質の  じゅうじつ 充実	ほうかごとう じぎょうしょ しつ 放課後等デイサービス事業所のサービスの質の  じゅうじつ はか ちょうききゅうぎょうとき しょうがいじ かつどう 充実を図り、長期休業時の障害児の活動の  ば かくほ つと 場の確保に努めます。
6	インクルーシブ きょういく 教育システムの  じゅうじつ 充実	しょうがい じどう しょうがい じどう とも まな 障害のある児童と障害のない児童が共に学ぶイン  きょういく じゅうじつ つと クルーシブ教育システムの充実に努めます。
7	じどうせいと しょうがい 児童生徒の障害  りかい そくしん 理解の促進	しゃかい かんが かた ふ がっこう いわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえ、学校の  きょういくかつどうぜんたい つう しょうがい たい いっそう 教育活動全体を通じた障害に対する一層の  りかいそくしん はか 理解促進を図ります。
8	アクセシブルな かんきょうせいび 環境整備	ほいくしょうほうもんしえん じゅうじつ はか しょうがい 保育所等訪問支援の充実を図り、障害のある  じどうひとり きょういくてき おう 児童一人ひとりの教育的ニーズに応じたアクセシブ  かんきょうせいび すいしん ルな環境整備を推進します。
9	しょうがい じどう 障害のある児童	きほんほう きほんりねん のつと しょうがい じどう こども基本法の基本理念に則り、障害のある児童に

	いしけっていしえんの意思決定支援	いしけいせいしえん ふく いしけっていしえんとう おいても、意思形成支援を含む意思決定支援等に はいりよ 配慮します。(1-(3)-①-6再掲)
--	------------------	---

## (4) 医療・保健・福祉の連携の推進

### (現状と課題)

しょうがい そうきはっけん そうきたいおう しょうがい けいげん じりつ そくしん  
障害の早期発見・早期対応は、障害の軽減や自立の促進につながるため、地域で暮らし続けていくうえで重要です。また、からだしょうがい、ちてきしょうがい せいしんしょうがい なんびょう はったつしょうがいとう さまざま しょうがい とくせい  
知的障害、精神障害や難病、発達障害等、様々な障害の特性やじょうきょう はいりよ しえん もと  
状況に配慮した支援が求められています。

きんねん はったつしょうがい じどう きゅうぞう げんざい しょしん たいき  
近年、発達障害のある児童が急増しており、現在、初診までの待機が半年待ちと長期化していることから、特例による児童発達支援事業所  
のまえだお りょう たいさく こう  
の前倒しの利用による対策を講じているところです。

びょう せいしんしっかん かんじゃ ぞうか びょうじょう  
また、うつ病などの精神疾患の患者は増加しておりますが、病状  
けいか おう てきせつ いりょう ふくし ていきょう ひつよう  
や経過に応じて、適切な医療や福祉サービスの提供が必要であり、  
いりょうきかん しょうがいふくし じぎょうしょ ぎょうせいとう れんけい ちいきしえん  
医療機関、障害福祉サービス事業所、行政等が連携した地域支援  
たいせい こうちく もと  
体制の構築が求められています。

せいしんかびょういん ちょうきにゆういんしゃ いぜん おお ちいき  
しかしながら、精神科病院の長期入院者は依然として多く、地域  
いこう おも すす げんじょう こんご せいしんか  
移行が思うように進んでいないのが現状です。このため、今後は、精神科

びょういん じちたい ふく いったいてき とりくみ くわ せいしんしょうがいしゃ  
 病院や自治体などを含めた一体的な取組に加え、精神障害者とその

かぞく ちいき いちいん あんしん じぶん く おく  
 家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができる

ちいき きばんせいび すいしん ひつよう  
 よう、地域の基盤整備を推進していく必要があります。

しょうがい しゅるい ていど こうくう し か じゅしん こんなん  
 障害の種類や程度にもよりますが、口腔ケアや歯科受診が困難な

ばあい こうくうない じょうたいあつか せいかつ しつ ていか  
 場合もあり、口腔内の状態悪化からQOL（生活の質）が低下している

ひと おお かいぜん たいおう ひつよう  
 人も多く、改善のための対応も必要です。

こんご とりくみ  
 (今後の取組)

No.	とりくみめい 取組名	ないよう 内容
1	いっかん 一貫した きょういく りょういく 教育・療育 れんけい のための連携 きょうか 強化	しょうがい じどう にゅうようじき がっこうそつぎょうご 障害のある児童の、乳幼児期から学校卒業後まで いっかん きょういく りょういく じゅうじつ む ほんくじよ の一貫した教育・療育の充実に向けて、保育所・ にんてい えん ようちえん がっこう ほうかごじどう 認定こども園、幼稚園、学校、放課後児童クラブなど かんけいきかん れんけいきょうか はか 関係機関との連携強化を図ります。(1-(3)-②-1 再掲)
2	せいかつしゅうかんびょう 生活習慣病 よぼう の予防	しょうがい よういん せいかつしゅうかんびょう よぼう 障害の要因ともなりうる生活習慣病の予防に む とくていけんこうしんさとう ご たいせい 向けて、特定健康診査等とその後のフォロー体制の じゅうじつ つと かくしゅけんこう じぎょう 充実に努めるとともに、各種健康づくり事業や かいごよぼうじぎょう 介護予防事業をすすめます。
3	いりょうひふたん 医療費負担の	ふくしいりょうせいど しゅうち りょうそくしん はか 福祉医療制度の周知と利用促進を図るとともに、

	けいげん 軽減	せんもんいりょうきかんとぅ れんけい じりつしえんいりょう 専門医療機関等との連携のもと、自立支援医療の しゅうち おこな けいざいてきふたん けいげん はか 周知を行うことにより、経済的負担の軽減を図り ます。
4	ほけんじょとうかんけい 保健所等関係 きかん れんけい 機関との連携	ほけんじょとう れんけい じりつしえん 保健所等と連携して自立支援につなげていくなど、 ここ おう じょうほうていきょう かんけいきかん 個々のケースに応じた情報提供や関係機関への おこな つなぎを行います。
5	せいしんしつかん はあく 精神疾患の把握 ひつよう しえん と必要な支援の あんない 案内	かくしゅそうだんしえん つう せいしんしつかん かん じょうきょう 各種相談支援を通じて精神疾患に関する状況 はあく ひつよう おう いりょうきかん こうてきせいど を把握し、必要に応じて医療機関や公的制度による しえん あんない おこな 支援についての案内を行います。
6	せいしんしょうがい 精神障害にも たいおう ちいき 対応した地域 ほうかつ 包括ケアシステ こうちく ムの構築	せいしんしょうがい ひと ちいき いちいん あんしん 精神障害のある人が、地域の一人として安心して じぶん く いりょう ほけん ふくし 自分らしく暮らすことができるよう、医療、保健、福祉 かんけいしゃ じょうほうきょうゆう れんけい おこな たいせい などの関係者が情報共有や連携を行う体制 せいしんしょうがい たいおう ちいきほうかつ づくり「精神障害にも対応した地域包括ケアシス ほうかつ こうちく テム（にも包括）」を構築します。
7	しかほけん とりくみ 歯科保健の取組	しょうがい ひと しかほけん しかいおよ しか 障害のある人の歯科保健について、歯科医及び歯科 えいせいしとう かんけいきかん れんけい はか しょうがい 衛生士等の関係機関と連携を図りながら、障害 とくせい おう よぼうたいさく そうきはっけんおよ そうき しか 特性に応じた予防対策や早期発見及び早期の歯科 しんりょう む しえん すいしん 診療に向けた支援を推進します。
8	せいしんほけん かだい 精神保健に課題	せいしんほけん かん そうだんしえん せいしんしょうがい 精神保健に関する相談支援について、精神障害の

	<p>かか ひと を抱える人への ほうかつしえん 包括支援</p>	<p>ひと せいしんほけん かだい かか ひと たいしょう ある人のほか精神保健に課題を抱える人を対象と しんしん じょうたい おう てきせつ ほうかつてき しえん して、心身の状態に応じた適切かつ包括的な支援 おこな を行います。</p>
9	<p>かぞくしえん 家族支援（ケアラ とう じっし ー等）の実施</p>	<p>しょうがい ひと かぞくしえん とう 障害のある人の家族支援（ケアラー等）について、 かんけいきかん じょうほう きょうゆう れんけい はか 関係機関と情報を共有し、連携を図りながら、 ひつよう しえん おこな 必要な支援を行います。</p>

## 基本施策2

## 社会参加の促進

しょうがい ひと じぶん しゃかいさんか しゅうろう ば  
障害のある人が、自分にあった社会参加や就労の場を見つけて、そ  
かんきょう はつき い しゅうにゆう え ちいきしゃかい こうちく  
の環境で力が発揮でき、生きがいや収入を得られる地域社会の構築  
をめざします。

### (1) 安全・安心な生活環境の整備

#### (現状と課題)

しょうがい ひと ちいき あんぜん あんしん く  
障害のある人が地域で安全に安心して暮らしていくことができる  
せいかつかんきょう じつげん はか きょうどうせいかつ ば  
生活環境の実現を図るため、共同生活できる場としてのグループホ  
ームを含む住環境の整備、移動しやすい環境の整備など、しょうがい  
はいりよ そうごうてき つう しゃかいてきしょうへき じよきよ  
配慮した総合的なまちづくりを通じ、社会的障壁の除去とアクセシ  
ビリティ向上の推進を図ることが必要です。

また、<sup>ちいききょうせいしゃかい</sup>地域共生社会の実現のためには、<sup>しょうがい</sup>障害の有無に関係なく、<sup>おな</sup>同

<sup>ちいき</sup>じ地域に住む人同士が<sup>ひとどうし</sup>お互いを<sup>たが</sup>理解・<sup>りかい</sup>尊重しながら、<sup>しゃかいさんか</sup>社会参加のための

<sup>さまざま</sup>様々な活動に<sup>さんかく</sup>参画する<sup>きかい</sup>機会を<sup>もう</sup>設けなければなりません。

そのためには、<sup>しょうがい</sup>障害のある人が<sup>ひと</sup>地域の中で<sup>なか</sup>日常的に<sup>にちじょう</sup>交流できる<sup>こうりゅう</sup>拠

<sup>とう</sup>点等の<sup>かくほ</sup>確保も<sup>ひつよう</sup>必要となります。

<sup>こんご</sup>（<sup>とりくみ</sup>今後の取組）

No.	とりくみめい 取組名	ないよう 内容
1	ちいきせいかついこう 地域生活移行の そくしん 促進	しょうがい ひと す な ちいき せいかつ けいぞく 障害のある人が、住み慣れた地域での生活を継続で きるよう住まいの確保を推進するとともに、施設 にゆうしょしゃ ちょうきにゆういんしゃ ちいきせいかついこう そくしん 入所者や長期入院者の地域生活移行を促進し ます。
2	じゅうたくかいしゅう 住宅改修の じっし 実施	じゅうど しょうがいしゃ じゅうたく だんさ かいしょう とう 重度の障害者が、住宅の段差を解消する等の じゅうかんきょう かいぜん たい ちいきせいかつしえんじぎょう 住環境の改善に対して、地域生活支援事業によ るじゅうたくかいしゅうひ いちぶきゅうふ ひ つづ おこな る住宅改修費の一部給付を引き続き行います。
3	じゅうたく 住宅 ようはいりよしゃ たい 要配慮者に対 にゆうきよしえん する入居支援	さまざま りゆう いっぱんじゅうたく こうえいじゅうたくおよ 様々な理由により一般住宅（公営住宅及び みんかん ちんたいじゅうたく にゆうきよ こんなん しょうがい 民間の賃貸住宅）への入居が困難な障害のあ るひと かくほようはいりよしゃ たい じゅうたくがもん た る人（住宅確保要配慮者）に対して、住宅部門や他 きかん れんけい しえいじゅうたくゆうぐうそち じょうほう 機関との連携により、市営住宅優遇措置の情報

		<p>ていきょう ちんたいじゅうたくにゆうきょ そうだんしえん じゅうたく 提供、賃貸住宅入居への相談支援、住宅セ</p> <p>せいどおよ きょじゅうしえんきょうぎかい ほうじん ーフティーネット制度及び居住支援協議会・法人</p> <p>かつよう うなが じょうほうていきょう そうだん じょげん の活用を促すなどの情報提供や相談、助言を</p> <p>おこな えんかつ にゆうきょ しえん 行うことで円滑な入居を支援します。</p>
4	<p>グループホームの こういきてきりょう 広域的利用</p>	<p>しないがい どう しせつ れんけい しょうがい 市内外のグループホーム等の施設と連携し、障害の</p> <p>ひと きぼう おう こういきてきりょう そくしん ある人の希望に応じた広域的利用を促進します。</p>
5	<p>グループホーム等 けいかくてき せいび の計画的な整備</p>	<p>しゃかいふくしほうじんどう れんけい どう 社会福祉法人等と連携して、グループホーム等の</p> <p>しせつ せいび つと 施設の整備に努めます。</p>
6	<p>ちいきかつどうしえん 地域活動支援セ ンターへの支援</p>	<p>しょうがいしゃ そうさくてきかつどう せいさんかつどう きかい 障害者の創作的活動または生産活動の機会</p> <p>ていきょう しゃかい こうりゅう そくしん はか ちいき 提供、社会との交流の促進を図るための地域</p> <p>かつどうしえん じぎょう じっし かつどう しえん おこな 活動支援センター事業を実施し、活動の支援を行います。</p>
7	<p>しゃかいさんか 社会参加のため いどうしえん の移動支援の けんしょう 検証</p>	<p>しょうがい ひと しゃかいさんか こうどうはんい かくだい はか 障害のある人の社会参加、行動範囲の拡大を図る</p> <p>こうかてき いどうしえん かた けんしょう ため、効果的な移動支援のあり方を検証します。</p>
8	<p>かんせんしょう 感染症などへ たいおう の対応</p>	<p>しんがた かんせんかくだい きょうくん しょうがい 新型コロナウイルスの感染拡大を教訓に、障害</p> <p>じ しゃ かぞく いちじてき ひなん たいき のある児・者とその家族が一時的に避難や待機できる</p> <p>しえんさく けんとう 支援策を検討します。</p>

## (2) バリアフリーの推進

### (現状と課題)

障害者が、気軽に安心して外出するためには、多くの人々が利用する公共施設、民間の商業施設等に対し、誰もが利用しやすいバリアフリーの視点を入れる必要があります。

全ての障害者が、社会を構成する一員として、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報へのアクセシビリティ（取得・利用）の向上やコミュニケーション（意思疎通）手段の充実が極めて重要なため、既に「障害者基本法」や「障害者基本計画」に基づき、情報の利用におけるバリアフリー化等の施策が講じられてきましたが、施策のより一層の推進を図るため、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が令和4年5月に施行しています。

また、「障害者差別解消法」においても、障害者への合理的配慮の提供など、情報のバリアフリー化が求められているところです。

### (今後の取組)

No.	とりくみめい 取組名	ないよう 内容
1	バリアフリーの りかいすいしん 理解推進	バリアフリーについての理解を深め、関係機関や事業者が積極的に関わっていけるよう働きかけます。

2	バリアフリー・ ユニバーサルデ ザインの周知 こうほう 広報	バリアフリーデザインや*ユニバーサルデザインに関する 周知広報に努めます。
3	しさくとう 施策等への いけんはんえい 意見反映	障害のある人からの意見を施策等に反映させるため、 市事業に対し広く意見や情報を求めるよう努めます。
4	かんけいきかん 関係機関との れんけい 連携によるバ リアフリー化の すいしん 推進	関係機関や公共交通事業者等と連携し、 「長崎県福祉のまちづくり条例」や「高齢者、 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」 等に基づくバリアフリー化の推進に努めます。
5	しちょうかく 視聴覚 しょうがいしゃ 障害者 じょうほうていきょう 情報提供 しせつ 施設への せっきょくかんよ 積極関与	長崎県視聴覚障害者情報提供施設に対し、 積極的に関わっていきます。
6	しょうがい 障害のある ひとむ ぎょうせい 人向け行政 じょうほう 情報の じゅうじつ 充実	障害のある人に対する、行政文書等の充実、 市報による情報提供の充実に努めます。

7	てんじ おんせいやく 点字・音声訳  じゅうじつ の充実	てんじ おんせいやく こうほうし じゅうじつ はか 点字・音声訳による広報誌の充実を図ります。
8	SPコードの かつよう 活用	ぎょうせいばんしょ かつよう けんきゅう ※SPコードの行政文書への活用を研究します。
9	しゅわ りかい 手話の理解  かくだいおよ 拡大及び  ふきゅうそくしん 普及促進	いさはやししゅわげんごじょうれい もと しゅわ りかいかくだいおよ 諫早市手話言語条 例に基づき、手話の理解拡大及び  ふきゅうそくしん はか 普及促進を図ります。
10	デジタル しょうがいしゃ 障害者  てちょう しゅうち 手帳の周知	とう つう しょうがいしゃてちょう ホームページ等を通じて、デジタル障害者手帳「ミ  しゅうち はか ライロID」の周知を図ります。
11	じょうほう 情報アクセ  シビリテイの こうじょう 向上	しない ばめん しょうがい じょうほう 市内でのあらゆる場面における障害※情報アクセシビ  こうじょう はか こうほう けいはつかつどう おこな リティ向上を図るための広報、啓発活動を行います。
12	かくさ デジタル格差の  かいしょう 解消	きき そうさ になて スマートフォンなどのデジタル機器の操作を苦手とする  しょうがい ひと たい とくせい おう 障害のある人に対して、それぞれの特性に応じた  ちしき ぎじゆつ しゅうとく きかい ていきょう かくさ 知識や技術を習得する機会を提供し、デジタル格差  かいしょう はか の解消を図ります。
13	しょうがいさべつ 障害差別の  かいしょう む 解消に向け  とりくみじっし た取組実施	しょうがいさべつ かいしょう しょうがい りゆう ふとう さべつてき 障害差別の解消（障害を理由とする不当な差別的  とりあつか きんし ごうりてきはいりよ ていきょう む 取扱いの禁止・合理的配慮の提供）に向けた  こうほう けいはつかつどう てんかい 広報、啓発活動を展開します。

14	しょうがい 障 害 のある  じどう いし 児 童 の意思  けつていしえん 決 定 支 援	きほんほう きほんりねん のつと しょうがい じどう こども基本法の基本理念に 則 り、 障 害 のある児童にお  いしけいせいしえん ふく いしけつていしえんとう はいりよ いても、意思形 成 支 援 を 含 む意思決 定 支 援 等 に 配 慮 し ます。(1-(3)-①-6再掲)
----	---	--

### 【ユニバーサルデザイン】

できるだけ多くの人々が利用可能であるように製品、建物、空間をデザインすることを言います。

### 【SPコード】

紙に掲載された情報をデジタルに変え、専用の読取機を使い、音声出力し、紙に掲載された情報を読み取るものです。

### 【情報アクセシビリティ】

障害のある人がそれ以外の人と同じように、情報通信機器やサービスを利用できる環境のことであります。

## (3) スポーツ・芸術・文化活動の振興

### (現状と課題)

障害のある人のスポーツ教室や美術工芸品展などを開催するとともに、長崎県障害者スポーツ大会への参加や全国障害者スポーツ大会出場者への支援などを行っています。

また、スポーツ、レクリエーション等を通じて、障害者等の社会参加や生きがい活動の推進、障害者等とその他市民との交流を図るために、

いさはやししんみちふくしこうりゅう せっち うんえい  
 諫早市新道福祉交流センターを設置、運営しています。

へいせい ねん ぶんかげいじゅつかつどう つう しょうがい ひと こせい  
 平成30年には文化芸術活動を通じた障害のある人の個性と  
 のうりよく はつきおよ しゃかいさんか そくしん はか もくてき しょうがいしゃ  
 能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的に「障害者による  
 ぶんかげいじゅつかつどう すいしん かん ほうりつ しこう こんご けん  
 文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。今後も、県や  
 かんけいきかんとう れんけい はか しょうがい ひと げいじゅつ  
 関係機関等との連携を図りながら、障害のある人のスポーツ、芸術、  
 ぶんかかつどう ふきゅう しんこう と く しょうがい ひと しゃかいさんか しょうがい  
 文化活動の普及・振興に取り組み、障害のある人の社会参加や障害  
 のある人に対する理解を促進していくことが重要となります。

こんご とりくみ  
 (今後の取組)

No.	とりくみめい 取組名	ないよう 内容
1	たいかい スポーツ大会 しゅつじょうしゃ 出場者への しえん 支援	ながさきけんしょうがいしゃ たいかい ぜんこくしょうがいしゃ 長崎県障害者スポーツ大会や全国障害者スポー たいかいしゅつじょうしゃとう しえん おこな ツ大会出場者等への支援を行います。
2	パラスポーツの みりよくはっしん 魅力発信	せかい ぶたい かつやく ほんし みりよく ひろ 世界を舞台に活躍する本市のパラアスリートの魅力を広 はっしん しみん かんしん たか く発信し、市民のパラスポーツへの関心を高めます。
3	けん 県スポーツ きょうかい 協会との きょうりよく 協力	ながさきけんしょうがいしゃ きょうかい きょうりよく 「長崎県障害者スポーツ協会」と協力し、 しょうがいしゃ ふきゅうけいはつ つと 障害者スポーツの普及啓発に努めます。
4	ユニバーサルス ポーツの普及	しょうがい うむ ろうにやくだんじょ と きょうぎ たの 障害の有無、老若男女を問わず、競技し、楽しめる

	かくだい 拡大	ふきゅう つと ユニバーサルスポーツの普及に努めます。
5	スポーツ・ げいじゅつ ぶんか 芸術・文化 かつどう きかい 活動の機会と かんきょう 環境づくり	しょうがい ひと しょうがい ひと とも 障害のある人が障害のない人と共にスポーツ・ げいじゅつ ぶんか かつどう おこな きかい かんきょう つと 芸術・文化活動が行える機会と環境づくりに努めま す。
6	しんみちふくし 新道福祉 こうりゅう 交流センター かつようそくしん の活用促進	しょうがい ひと およ こうれいしゃ しゃかいさんか およ い 障害のある人及び高齢者の社会参加及び生きがいづ くりの拠点となる諫早市新道福祉交流センターの かつよう そくしん 活用を促進します。
7	しょうがいしゃ 障害者 げいじゅつ 芸術の かんしょうきかい 鑑賞機会の ていきょう 提供	しょうがいしゃ びじゅつ こうげい さくひんてん こころ はなてん 障害者美術工芸作品展（心の花展）をはじめ、 さまざま さくひんてん しょうかい おこな おお しみん かた 様々な作品展の紹介を行い、多くの市民の方に かんしょう きかい ていきょう 鑑賞する機会を提供します。



## (4) 雇用・就労の推進

### (現状と課題)

障害のある人が、能力と適性に応じて働くことができるよう、訓練や就労に向けての支援が強化され、就労継続支援や就労移行などの事業所も充実してきています。

国は、障害者優先調達推進法(平成25年施行)に基づき、自治体等の障害者就労支援施設等からの物品等の調達を推進しており、市においても物品等を発注する場合、優先的な障害者施設等からの調達に積極的な取組を行っています。

また、令和5年に障害者雇用促進法が改正され、令和6年4月から民間企業の障害者雇用率は2.5%に引き上げられ、令和8年7月以降は、さらに0.2%の引き上げが予定されています。

今後、就労支援サービスの充実や、雇用環境の整備に向けた企業啓発、農福連携の新たな取組などを通じて、障害のある人の就労促進を図っていく必要があります。

### (今後の取組)

No.	とりくみ 取組名	ないよう 内容
1	就労支援の	就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)事業、

	<p>じっし 実施</p>	<p>しゅうろうていちゃくしえんじぎょうおよ じゅうぎょう せいかつしえん 就 労 定 着 支 援 事 業 及 び 就 業 ・ 生 活 支 援 セ ン タ じぎょう じっし ともな しょうがい ひと しゅうろう しえん 一 事 業 の 実 施 に 伴 う 障 害 の ある 人 の 就 労 を 支 援 し ま す。</p>
2	<p>ハローワーク とう れんけい 等との連携に よる 職業 情報の 提供</p>	<p>いっばんしゅうろうおよ しょうばていちゃく そくしん はか 一 般 就 労 及 び 職 場 定 着 の 促 進 を 図 る た め、「ハロ ーワーク」や関係機関との連携を図り、※ジョブコーチの しえん こよう かくしゅじよせいきんせいど こうほうおよ 支 援 や ※ ト ラ イ ア ル 雇 用、各 種 助 成 金 制 度 な の 広 報 及 び 障 害 の ある 人 に 対 す る 職 業 情 報 の 提 供 に つと 努 め ま す。</p>
3	<p>こようかくだい 雇用拡大のた めの企業への 情報提供</p>	<p>しょうこうかいぎしよとうかんけいきかん れんけい ほうていこようりつ 商 工 会 議 所 等 関 係 機 関 と 連 携 し て、法 定 雇 用 率 が じゅんしゅ ひとり おお しょうがい ひと こようかくだい 遵 守 さ れ、一 人 で も 多 く の 障 害 の ある 人 の 雇 用 拡 大 が 図 ら れ る よう、企 業 へ の 情 報 提 供 に 努 め ま す。</p>
4	<p>ゆうせんちょうたつ 優先調達の 推進による 受注確保</p>	<p>し さくてい しょうがいしゃしゅうろうしせつとう ぶっぴんとう 市 が 策 定 す る「障 害 者 就 労 施 設 等 か ら の 物 品 等 の ちょうたつほうしん もと しょうがいしゃしせつとう ゆうせん 調 達 方 針」に 基 づ き、障 害 者 施 設 等 か ら の 優 先 ちょうたつ いっそう すいしん はか じゅちゅうきかい かくほ 調 達 の 一 層 の 推 進 を 図 る た め、受 注 機 会 の 確 保 に つと 努 め ま す。</p>
5	<p>きゅうりょう 給料 （賃金）・ こうちんこうじょう 工賃向上の 支援</p>	<p>しょうがいしゃしせつ つく せいひん はんばい そくしん 障 害 者 施 設 で 作 ら れ た 製 品 の 販 売 を 促 進 す る た め に、「ナイスハートバザール」を開催するとともに、開催 ばしよ ほうほう くふう ひ つづ きゅうりょう 場 所 や 方 法 を 工 夫 す る な ど し て、引 き 続 き 給 料 ちんぎん こうちんこうじょう しえん おこな （賃 金）・工 賃 向 上 の 支 援 を 行 い ま す。</p>

6	いぎょうしゅれんけい <b>異業種連携</b>  たよう による多様な  しゅうろう ば <b>就労の場の</b>  かくほ <b>確保</b>	のうぎょう いぎょうしゅ れんけい すいしん 農業など、異業種との連携を推進することにより、  たよう ふくし しゅうろう かくほ つと 多様な福祉的 就労の場の確保に努めます。
7	しゅうろうせんたく <b>就労選択</b>  しえん <b>支援サービスの</b>  すいしん <b>推進</b>	しょうがいしゃそうごうしえんほう あら そうせつ しゅうろう 障害者総合支援法に新たに創設された「就労  せんたくしえん すいしん しょうがい ひと しゅうろう 選択支援」サービスを推進し、障害のある人の就労  きかい だい ていちゃくしえん はか 機会の拡大、定着支援を図ります。
8	はったつしょうがい <b>発達障害の</b>  だいがくせい <b>ある大学生へ</b>  しゅうろうしえん <b>の就労支援</b>	はったつしょうがい がくせい たい さんがくかんれんけい 発達障害のある学生に対して、産学官連携による  しゅうろうしえん と く 就労支援に取り組みます。

### 【ジョブコーチ】

しょうがい ひと しごと ばあい しゅうろう  
 障害のある人が仕事につく場合にスムーズに就労できるようにサポート  
 するスタッフのことで、しょうがい ひと いっしょ しょくば はい しょくむ  
 障害のある人と一緒に職場に入り、職務  
 すいこうじょう しどう しえん おこな  
 遂行上の指導や支援を行います。

### 【トライアル雇用】

じょうようこよう うつ まえ たんきかんきんむ かん ろうどうしゃ のうりよく  
 常用雇用に移る前に、短期間勤務し、その間に労働者としての能力の  
 はんてい しょくば じゅんのうせい こようせいど  
 判定、職場への順応性などをテストする雇用制度です。

障害のある人が、住み慣れた地域で、あたたかい支援のもと、安心して暮らせるようなしくみづくりをめざします。

## (1) 障害に対する理解促進

### (現状と課題)

障害者施策を推進するためには、行政機関や障害者支援団体、事業者等の取組や障害のある人を取り巻く環境や関連する制度などが広く周知され、市民の理解を得ながら進めていくことが重要です。

これまで市民参加型イベントとして「いさはや障害者福祉大会」や「ふれあいと交流のつどい」を開催してきましたが、今後も障害及び障害のある人に対する理解を深めるため、より効果的な啓発の方法についても検討し促進を図っていく必要があります。

### (今後の取組)

No.	とりにくみめい 取組名	ないよう 内容
1	障害理解のための啓発・広報活動	広報誌、その他のパンフレット、ホームページ、SNS等を活用し、障害理解のための継続的な啓発・広報活動に努めます。

2	でまえこうざとう 出前講座等の じっし 実施	たよう しょうがい とくせい かんけいきかん しょうがいしゃ 多様な障 害 の特性について、関係機関や障 害 者 だんたい れんけい こうえんかい けんしゅうかい でまえこうざ 団体と連携し、講演会や研 修 会、出前講座などを じっし ただ ちしき ふきゅう はか 実施し、正しい知識の普 及 を図ります。
3	しみんさんかた 市民参加型イベ ントの充 実 じゅうじつ の充 実	しょうがい ひと ひと とも さんか しみんさんかた 障 害 のある人もない人も共に参加する市民参加型 イベントの充 実 に努めます。
4	しせつ バリアフリー施設 じょうほうていきょう の情 報 提 供	しょうがい ひと きがる で りよう 障 害 のある人が気軽に出かけ利用できる、バリアフリ ーが整備された施設等の情 報 提 供 を行 います。
5	ほじょいぬ ふきゅう 補助犬の普 及 ・ けいはつ 啓 発	ほじょけん たい りかい ふか けいはつおよ ふきゅう ※補助犬に対する理解を深めるため、啓 発 及び普 及 む とりくみ おこな に向けた取組を行 います。
6	ヘルプマークの ふきゅう けいはつ 普 及 ・啓 発	しょうがい たい りかい ふか ヘルプマークなど 障 害 に対する理解を深めるため、 けん れんけい けいはつおよ ふきゅう む とりくみ 県と連携しながら啓 発 及び普 及 に向けた取組を おこな 行 います。
7	しゅわ りかいそくしん 手話の理解促進 およ ふきゅうすいしん 及び普 及 促進	いさはやししゅわしさくすいしんほうしん もと しみんおよ じ 諫早市手話施策推進方針に基 づき、市民及び事 ぎょうしゃとう しゅわ たい りかいそくしんおよ ふきゅう 業者等 への手話に対する理解促進及び普 及 を すいしん しゅわ しゅわ かんきょう 推進していくため、手話に親しみ、手話を学べる 環 境 つと づくりに努めます。
8	じどうせいと 児童生徒の しょうがいりかい 障 害 理解の	しゃかい かんが かた ふ がっこう いわゆる「社会モデル」の考 え方を踏まえ、学校 きょういくかつどうぜんたい つう しょうがい たい いっそう 教育活動全体を通じた障 害 に対する一層の

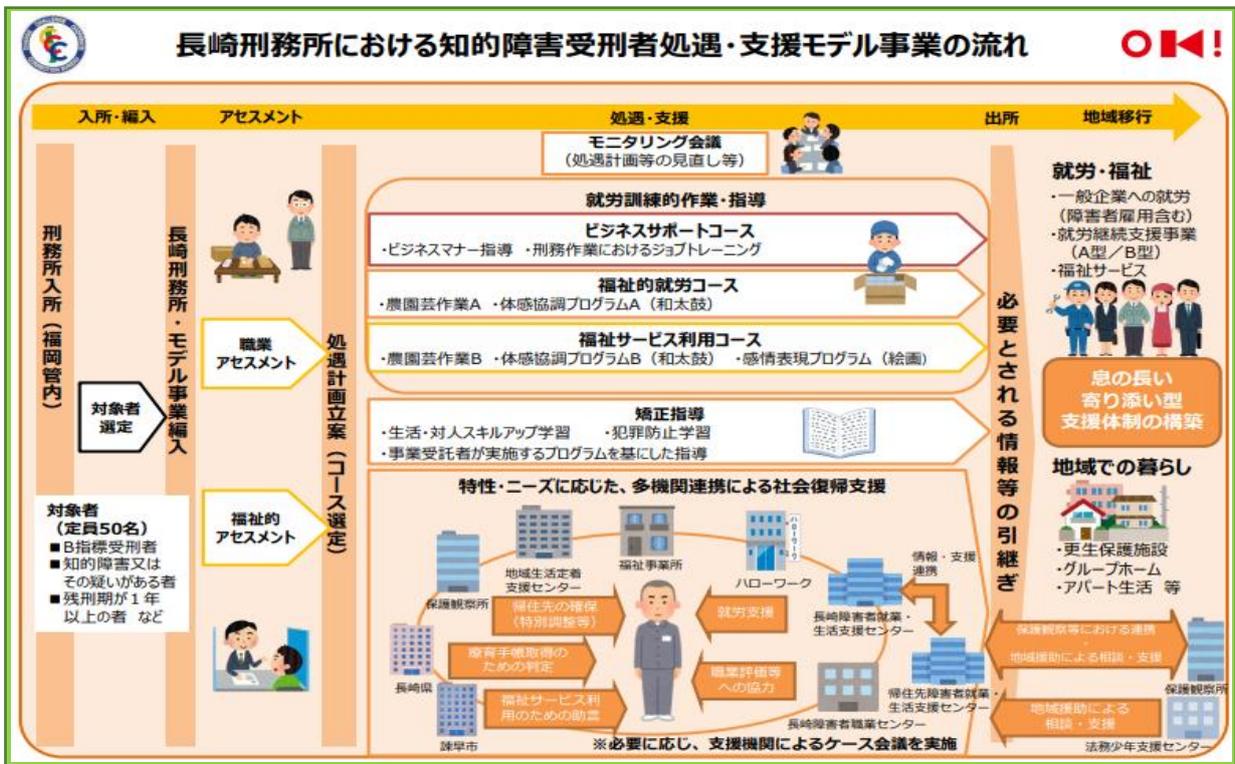
	そくしん 促進	りかいそくしん はか 理解促進を図ります。(1-(3)-②-7再掲)
9	ちてきしょうがい 知的障害  じゅけいしゃ しえん 受刑者への支援	ながさきけいむしょう かんけいきかん だんたいとう れんけい 長崎刑務所等の関係機関、団体等と連携して、  ちてきしょうがいじゅけいしゃ さいはんぼうし しゃかいふっき そくしん 知的障害受刑者の再犯防止と社会復帰の促進を  しえん 支援します。

ほじょけん  
【補助犬】

もうどうけん かいじょけん ちょうどうけん そうしょう めいしょう へいせい ねん がつ  
盲導犬、介助犬、聴導犬を総称した名称です。平成14年5月

にち せいりつ しんたいしょうがいしゃほじょけんほう ほじょけん しょう  
29日に成立した「身体障害者補助犬法」により、補助犬を使用する

しんたいしょうがい ひと こうきょうしせつ みんかんしせつ ほじょけん いっしょ りよう  
身体障害のある人が公共施設や民間施設を補助犬と一緒に利用できる  
ようになりました。



しりょうていきょう ほうむしょうきょうせいきょく ながさきけいむしょ  
資料提供：法務省矯正局（長崎刑務所）

## (2) 権利擁護の推進

### (現状と課題)

平成28年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」を施行し、障害のある人への不当な差別を禁止するとともに、合理的配慮を行うことで、共生社会の実現を目指しています。

市では、障害者の虐待に迅速かつ適切な対応ができるような体制を整備し、成年後見の利用支援をするなど障害者の権利擁護のための取組も行っていきます。

障害のある人が差別や虐待から守られ、地域であたりまえの生活ができる社会を目指して、障害の種類別や就労や就学等、様々な生活場面に応じた権利擁護を図ります。

### (今後の取組)

No.	とりくみめい 取組名	ないよう 内容
1	障害に対する 理解推進と差別 禁止	「障害者差別解消法」や「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」に基づき、障害のある人に対する理解を深めるとともに差別禁止について、周知、啓発、推進に努めます。

2	しょうがいしゃさべつ 障 害 者 差 別  かいしょうしえん 解 消 支 援  ちいききょうぎかい 地 域 協 議 会 の  せっち 設 置	しょうがいしゃさべつかいしょうしえんちいききょうぎかい せっち ちいき 障 害 者 差 別 解 消 支 援 地 域 協 議 会 を 設 置 し、 地 域 に  しょうがい りゆう さべつ かん そうだん ふんそう おいて 障 害 を 理 由 と す る 差 別 に 関 す る 相 談 や 紛 争  ぼうし かいけつとう すいしん の 防 止 ・ 解 決 等 を 推 進 す る た め の ネットワーク の  こうちく つと 構 築 に 努 め ま す。
3	しょうがい ひと 障 害 の ある 人  ぎゃくたいぼうし へ の 虐 待 防 止 へ  とりくみ の 取 組	しょうがいしゃぎゃくたい そうきはつけん ぼうし む 障 害 者 虐 待 の 早 期 発 見 や 防 止 に 向 け て、  しょうがいしゃぎゃくたいぼうしぼう かん せつきょくてき こうほう 障 害 者 虐 待 防 止 法 に 関 す る 積 極 的 な 広 報 ・  けいはつかつどう おこな そうだんしえんとう てきせつ 啓 発 活 動 を 行 う と と も に、 相 談 支 援 等 の 適 切 な  うんよう と く 運 用 に 取 り 組 み ま す。
4	けんりようごじぎょう 権 利 擁 護 事 業  せいねんこうけんせいど ( 成 年 後 見 制 度 とう りようそくしん 等 ) の 利 用 促 進	しょうがい ひと せいねんこうけんせいど いさはやししゃかい 障 害 の ある 人 が、 成 年 後 見 制 度 や 諫 早 市 社 会  ふくしきょうぎかい じっし にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう 福 祉 協 議 会 が 実 施 す る 日 常 生 活 自 立 支 援 事 業 を  てきせつ りよう せいど しゅうち りよう 適 切 に 利 用 で き る よ う こ れ ら の 制 度 の 周 知 と 利 用  ふきゅう そくしん つと 普 及 の 促 進 に 努 め ま す。
5	でまえこうざ じっし 出 前 講 座 の 実 施	たよう しょうがい とくせい かんけいきかん しょうがいしゃ 多 様 な 障 害 の 特 性 に つ い て、 関 係 機 関 や 障 害 者  だんたい れんけい こうえんかい けんしゅう でまえこうざ 団 体 と 連 携 し、 講 演 会 や 研 修 会、 出 前 講 座 な ど を  じっし ただ ちしき ふきゅう はか 実 施 し、 正 し い 知 識 の 普 及 を 図 り ま す。(3-(1)-2 再 掲)
6	とうひょうりつ 投 票 率 の  こうじょう 向 上	せんきょかんりいいんかい れんけい しょうがい ひと 選 挙 管 理 委 員 会 と 連 携 し て、 障 害 の ある 人 の  とうひょうりつ こうじょう けいはつ きょうか 投 票 率 を 向 上 す る た め の 啓 発 を 強 化 し ま す。
7	しょうがいさべつ 障 害 差 別 の	しょうがいさべつ かいしょう しょうがい りゆう ふとう さべつ 障 害 差 別 の 解 消 ( 障 害 を 理 由 と す る 不 当 な 差 別



こんご とりくみ  
(今後の取組)

No.	とりくみめい 取組名	ないよう 内容
1	しょうがいしゃだんたい 障害者団体  しえん への支援	しょうがいしゃだんたい しゅたいせい そんちよう かつどう しえん 障害者団体の主体性を尊重し、活動の支援や  かくしゅじょうほうていきょう つと 各種情報提供に努めます。
2	ボランティアに かん じょうほう 関する情報  ていきょう 提供	しょうがい ひと たい かつどう かん 障害のある人に対するボランティア活動に関する  じょうほうていきょう しえん おこな 情報提供などの支援を行います。
3	しゅわとう 手話等のボラン  かつどう ティア活動  しょうかい 紹介	しゅわ てんじ おんせいやく ようやくひつきとう かつどう 手話、点字、音声訳、要約筆記等のボランティア活動  しょうかい おこな の紹介を行います。
4	しみん 市民のボランティ  さんか ア参加	たいけんさんかがた つの とう イベントに体験参加型ボランティアを募る等、ボラン  きょうみ しみん きがる さんかきかい ティアに興味のある市民の気軽な参加機会づくりをす すめます。
5	ボランティア だんたいかん 団体間のネット  こうちく ワーク構築	しょうがい ひと とくせい りかい 障害のある人の特性を理解したボランティアの  いくせい つと いさはやし れんけい 育成に努め、諫早市ボランティアセンターと連携を  はか だんたいかん 図りながら、ボランティア団体間のネットワークづく  おこな りを行います。
6	ボランティア かつどう たい 活動に対する  りかいそくしん 理解促進	じどうせいと ちいきじゅうみんとう しょうがい たいしょう 児童生徒や地域住民等の障害を対象とするボラ  かつどう たい りかい ふか かつどう しえん ンティア活動に対する理解を深め、その活動を支援す

		つと きぎょうとう しゃかいこうけんかつどう るよう努めるとともに、企業等の社会貢献活動に たい りかい きょうりよく そくしん 対する理解と協力を促進します。
7	しゅわほうしいん 手話奉仕員の かくほ 確保	しゅわほうしいん ようやくひつきほうしいんようせいけんしゅう じゅうじつ 手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成研修の充実を はか ぎじゅつ こうじょう ほうしいん かくほ つと 図り、技術の向上と奉仕員の確保に努めます。
8	たい こどもに対する しゅわきょういく 手話教育の すいしん 推進	かんけいきかん だんたい きょうりよく たい しゅわ 関係機関、団体と協力して、こどもに対する手話 きょういく すいしん はか ほうさく けんとう 教育の推進を図るための方策を検討します。

#### (4) ぼうはん ぼうさいたいせい かくりつ 防犯・防災体制の確立

##### ① ちいき ふくしぼうはん ぼうさい かくりつ 地域の福祉防犯・防災ネットワークの確立

###### げんじょう かだい (現状と課題)

ちてきしょうがいつう とくせい ひと はんざいひがい しょうひしゃひがい あ  
知的障害等の特性のある人が犯罪被害や消費者被害に遭ったり、ト

ま こ あと た  
ラブルに巻き込まれるケースが後を絶ちません。

しょうがい じりき じゅうぶん そな すみ ひなん  
また、障害により、自力での十分な備えや速やかな避難ができず、

さいがいはっせいとき に おく とう こんなん かが  
災害発生時に逃げ遅れる等の困難を抱えています。

ぼうはん ぼうさい とりく ちいきじゅうみん いったい おこな  
防犯や防災への取組みについては、地域住民が一体となって行う

ひつよう ちいき しょうがい ひと たい しえん おこな  
必要があり、地域における障害のある人に対する支援を行うために

さまざま かんけいきかん れんけい はか ひつよう  
様々な関係機関が連携を図る必要があります。

こんご とりくみ  
(今後の取組)

No.	とりくみめい 取組名	ないよう 内容
1	きんきゅうとき たいせい 緊急時の体制 せいび 整備	けいさつ しょうぼう 民生委員・児童委員等との連携を図 り、緊急時の体制づくりを行います。
2	たいせい サポート体制づ くりの研究 けんきゅう	ぼうはん ぼうさい たい ちいき たいせい 防犯や防災に対する地域でのサポート体制のあり 方について研究します。
3	ぼうはんけいはつ 防犯啓発のため れんけい の連携	しょうがい ひと たい ぼうりよく よぼう こんぜつ む 障害のある人に対する暴力の予防と根絶に向け て、防犯啓発活動を進めるために、関係機関の れんけい つと 連携に努めます。
4	るいはんしょうがいしゃ 累犯障害者へ さいはんぼうししえん の再犯防止支援	ふくしてき るいはんしょうがいしゃ さいはん 福祉的なアプローチにより、累犯障害者の再犯 ぼうし しゃかいふつき しえん とりくみ たい 防止と社会復帰への支援を行う取組に対する きょうりよく おこな 協力をを行います。

ぼうはん ぼうさいちしき ふきゅう  
②防犯・防災知識の普及

げんじょう かだい  
(現状と課題)

ぼうはん ぼうさいちしき かん じょうほう こうほうしとう つう しゅうち  
防犯や防災知識に関する情報については、広報誌等を通じて周知  
していますが、しょうがいしゅべつ おう たいおう かた けんしょう ふきゅう はか  
障害種別に応じた対応のあり方を検証し、普及を図  
る必要があります。

こんご とりくみ  
(今後の取組)

No.	とりくみめい 取組名	ないよう 内容
1	ぼうはん ぼうさい 防犯・防災 じょうほう ていきょう 情報の提供	しょうがい かか だれ 障害のあるなしに関わらず、誰もがわかりやすい ぼうはん ぼうさい かん じょうほう ていきょう つと 防犯・防災に関する情報の提供に努めます。
2	はんざいひがいぼうし 犯罪被害防止 かつどう そくしん 活動の促進	かんけいきかん れんけい しょうがい ひと かぞく 関係機関との連携のもと、障害のある人やその家族 はんざい ま こ ぼうはんとう かか ふきゅう が犯罪に巻き込まれないよう、防犯等に係る普及 けいはつ ぼうはんきょういく はんざいひがいぼうしかつどう 啓発や防犯教育などの犯罪被害防止活動を そくしん 促進します。
3	さいがいにじょうえんごしゃ 災害時要援護者 マニュアルの さくせい 作成	しょうがいにしゅべつ おう さいがい へいじ そな 障害種別に応じた災害などへの平時の備えや はっせいご しえんほうさくとう さいがいにじょうえんごしゃ 発生後の支援方策等をまとめた災害時要援護者 ひなんしえん さくせい 避難支援マニュアルを作成します。
4	さいがいにときしえん 災害時支援の けんきゅう 研究	さいがいにとき しょうがい ひと かくにん 災害時に障害のある人かどうか確認することがで しょうがい ひと たい ちいきじゅうみん てきせつ しえん き、障害のある人に対し地域住民が適切に支援す ほうほう けんきゅう ることができるような方法を研究します。
5	ぼうさいくんれん 防災訓練への さんか 参加、あり方 けんきゅう 研究	そうごうぼうさいくんれん さんか うなが しょうがい 総合防災訓練への参加を促すとともに、障害 しゅべつ おう くんれん かたとう けんきゅう 種別に応じた訓練のあり方等を研究します。

### ③災害時・緊急時の情報提供・通信体制の充実

#### (現状と課題)

災害における避難情報等は生命に関わる問題です。視覚障害のある人や聴覚障害のある人はテレビやラジオからの情報に制限を受けます。また、避難勧告等のサイレンについても認識できない場合があります。

防災情報については、防災行政無線や、ラジオ、テレビ、メール配信、ファクス、市ホームページなど、多様な伝達手段を用いて提供しています。

災害情報等を適切に提供するために、障害種別に応じた情報アクセシビリティの確保が求められます。

#### (今後の取組)

No.	とりくみめい 取組名	ないよう 内容
1	さいがいと 災害時における じょうほう 情報アクセシビ リティ確保	さいがいと 災害時における しょうがいしゅべつ 障害種別に応じた方法による じょうほう 情報提供事業の充実を図り、じょうほう 情報アクセ シビリティを確保します。
2	コミュニティメ ディアとの連携による	いさはや 諫早ケーブルメディアやエフエム いさはや 諫早など関係 きかん 機関との連携による さいがいと 災害情報を発信します。

	さいがいじょうほうはっしん 災害情報発信	
3	きんきゅうこくちぼうさい 緊急告知防災ラ ジオの整備拡充	いさはや ほうそう じどうきどう かのう きん エフエム諫早の放送により自動起動が可能な緊 きゅうこくちぼうさい せいびかくじゅう はか 急告知防災ラジオの整備拡充を図ります。
4	きんきゅうつうほうそうち 緊急通報装置の とうろくそくしん 登録促進	きんきゅうとき つうほう しょうぼうしょ 緊急時に通報できる消防署への「FAX119 ばん けいさつ とう 番」と「NET119」、警察への「FAX」等の しゅうち とうろくそくしん はか 周知、登録促進を図ります。
5	ぼうさい ぼうさい 防災FAX、防災 とうろくそくしん メールの登録促進	たいふう きしょうじょうほう ひなんかんこく ぼうさい 台風などの気象情報、避難勧告などの防災 じょうほう し し ぼうさいじょうほう 情報を市からお知らせする「防災情報FAX」と ぼうさい しゅうち とうろく そくしん 「防災メール」の周知、登録を促進します。
6	ようえんごしゃ はあく 要援護者の把握	きんきゅうとき ちいき なか ひつよう しえん う 緊急時などに地域の中で必要な支援が受けられ るよう* 要援護者登録制度の周知を図り、 ようえんごしゃ かくじつ はあく おこな 要援護者の確実な把握を行います。

ようえんごしゃとうろくせいど  
【要援護者登録制度】

ようえんごしゃ こうれいしゃ しょうがい ひと さいがいじ ひなん にちじょうせいかつ  
要援護者（高齢者や障害のある人など、災害時の避難や日常生活  
てだす ひつよう ひと はあく きんきゅうじ ちいき なか  
に手助けが必要な人）をあらかじめ把握し、緊急時などに地域の中で  
ひつよう しえん う じぜん とうろくしんせい ようえんごしゃだいちょう  
必要な支援が受けられるよう、事前の登録申請により要援護者台帳を  
せいび せいど だいちょう しえん ひつよう じょうほう きさい ひごろ  
整備する制度です。台帳には支援に必要な情報などが記載され、日頃の  
みまも さいがいじ しえんたいせい ととの かつよう  
見守りや災害時の支援体制を整えるために活用します。

## ④災害時・緊急時の避難誘導対策の充実

### (現状と課題)

市では身近な自治会・町内会ごとに急傾斜、洪水、高潮、津波等の警戒区域や避難経路等を記載した防災マップの作成を推進し、災害に対する警戒を呼びかけています。

障害のある人にとっては、障害種別に応じた災害時の避難手段や避難経路、または避難所で支援が受けられるかなどを予め検証し、災害時の対応を障害のある人や支援者、ボランティア、地域住民に周知しておく必要があります。

### (今後の取組)

No.	とりくみめい 取組名	ないよう 内容
1	ひなんしゅだん けいろ 避難手段・経路 の検証	かんけいきかん だんたいとう れんけい はか しょうがいしゅべつ 関係機関・団体等と連携を図って、障害種別に おう ひなんしゅだん けいろ けんしょう おこな 応じた避難手段・経路の検証を行います。
2	さいがい 災害ボランティ ア体制の確立	さいがいじ たいせい かくりつ はか 災害時におけるボランティア体制の確立を図りま す。
3	ひじょうじたいおう 非常時対応のケ アプランへの	いっばん ひなんじょ ひなんせいかつ こんなん しょうがいしゃ 一般の避難所では避難生活が困難な障害者に てきせつ たいおう ひじょうじ たいおう 適切に対応できるように、非常時の対応についてもケ

	はんえい 反映	も こ ここ とくせい おう ひなん アプランに盛り込むなど、個々の特性に応じた、避難 ばしょ かくほおよ ひなてじゅん かくりつ つと 場所の確保及び避難手順の確立に努めます。
4	ようえんごしゃじょうほう 要援護者情報 きょうゆう の共有	ちいき せいかつ しょうがい ひと たい さいがいじ 地域で生活する障害のある人に対する災害時の しえん せいかつしえん こうかてき おこな ようえんごしゃ 支援や生活支援を効果的に行うために、要援護者と とうろく じょうほう ちいき じんせいいいんとう して登録されている情報を地域の民生委員等と きょうゆう しえん つと 共有し支援することに努めます。
5	さいがいじょうえんごしゃ 災害時要援護者 かたけんとう のあり方検討	さいがいとき ようえんごしゃ しえん かた 災害時における要援護者の支援のあり方について、 かんみんれんけい けんとう ば もう 官民連携による検討の場を設けます。
6	ふくしひなんじよ せっち 福祉避難所の設置	しょうがい とくせい いっぱひなんじよ ひなん こんなん ひと 障害の特性から一般避難所での避難が困難な人 たいしょう ふくしひなんじよ せっち を対象とする福祉避難所を設置します。
7	さいがいていでんじ 災害停電時にお でんげんかくほ ける電源確保	でんげん よう いりょうきき ざいたく しょう 電源を要する医療機器を在宅で使用している いりょうてき じ しゃ とう さいがいていでんじ でんげん 医療的ケア児(者)等の災害停電時における電源 かくほ を確保します。
8	しょうにまんせいとくてい 小児慢性特定 しっかん なんびょう 疾患、難病 かんじゃ さいがいしえん 患者の災害支援	ほけんじょう urenkei しょうにまんせいとくていしっかん なんびょう 保健所等と連携して、小児慢性特定疾患、難病 かんじゃ さいがいじ しえん と く 患者の災害時における支援に取り組みます。

### 第3章 障害福祉サービス量等の見込み

障害福祉サービスは、障害者総合支援法に基づく全国一律の自立支援給付と地域の実情に応じて都道府県、市町村が実施する地域生活支援事業があり、平成24年度からは、障害児を対象としたサービスが児童福祉法に基づく障害児通所支援事業として再編されました。

自立支援給付は大きく介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具の支給の4つに分かれています。また、地域生活支援事業は、必須事業と任意事業があります。



# 1 国の基本方針の見直しに係る目標の設定

## (1) 施設入所者の地域生活への移行

令和4年度末時点における施設入所者の6%以上を令和8年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和8年度末時点における福祉施設入所者を、令和4年度末時点から5%以上削減します。

項目	もくひょうち 目標値	びこう 備考
施設入所支援から地域生活への移行数	11人	令和4年度時点の入所者数170人
施設入所者の削減数	9人	

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

医療、保健、福祉などの関係者が情報共有や連携を行う体制づくり「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（にも包括）」の構築に取り組みます。

## (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等について、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上運用状況を検証及び検討します。

強度行動障害を有する者に関し、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。

## (4) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行等に係る国の基本方針を踏まえ、以下の項目を本市の目標として設定します。

こうもく 項目	もくひょうち 目標値	びこう 備考
れいわ ねんどちゅう しゅうろういこう 令和8年度中の就労移行 しえんじぎょうとう いっぱん 支援事業等(※1)から一般 しゅうろう いこうしゃすう 就労への移行者数	にん 35人	れいわ ねんど いこうしゃ にん 令和3年度の移行者27人の1.28 ばいいじょう 倍以上
れいわ ねんどちゅう しゅうろう うち令和8年度中の就労 いこうしえん 移行支援 じぎょう いっぱんしゅうろう 事業から一般就労への いこうしゃすう 移行者数	にん 21人	れいわ ねんど いこうしゃ にん 令和3年度の移行者16人の1.31 ばいいじょう 倍以上
れいわ ねんどちゅう しゅうろう うち令和8年度中の就労 けいぞくしえん 継続支援 がたじぎょう いっぱんしゅうろう A型事業から一般就労 いこうしゃすう への移行者数	にん 5人	れいわ ねんど いこうしゃ にん ばい 令和3年度の移行者4人の1.29倍 いじょう 以上
れいわ ねんどちゅう しゅうろう うち令和8年度中の就労 けいぞくしえん 継続支援 がたじぎょう いっぱんしゅうろう B型事業から一般就労 いこうしゃすう への移行者数	にん 9人	れいわ ねんど いこうしゃ にん ばい 令和3年度の移行者7人の1.28倍 いじょう 以上
しゅうろういこうしえんじぎょうりょう 就労移行支援事業利用 しゅうりょうしゃ し いっぱん 終了者に占める一般 しゅうろういこうしゃ わりあい 5わり 就労移行者の割合が5割 いじょう しゅうろういこうしえん 以上となる就労移行支援 じぎょうしょ わりあい 事業所の割合	50%	れいわ ねんどすえじてん じぎょうしょわりあい 令和8年度末時点の事業所割合
れいわ ねんどちゅう しゅうろう 令和8年度中の就労	にん 32人	れいわ ねんど りょうじっせき にん 令和3年度の利用実績22人の1.41

ていちゃくしえんじぎょう 定 着 支 援 事 業 の りようしゃすう 利用 者 数		ばいじょう 倍 以 上
しゅうろうていちゃくしえんじぎょうりよう 就 労 定 着 支 援 事 業 利 用 しゅうりょうごいつていきかん しゅうろう 終 了 後 一 定 期 間 の 就 労 ていちゃくりつ 7わりいじょう 定 着 率 が 7 割 以 上 と な る しゅうろうていちゃくしえんじぎょうしよ 就 労 定 着 支 援 事 業 所 の わりあい 割 合	25%	れいわ ねんどすえじてん じぎょうしよわりあい 令 和 8 年 度 末 時 点 の 事 業 所 割 合

※1 「生活介護」、「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援」をいう。

## (5) 障害児支援の提供体制の整備等

れいわ ねんどまつ しょうがいじ しゃかいさんか ほうよう すいしん  
令和8年度末までに、障害児の社会参加・包容（インクルージョン）を推進  
する体制を構築するほか、障害児支援の提供体制を整備します。

じゅうそうてき ちいきしえんたいせい こうちく めざ じどうはったつしえん  
① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センター  
の設置

おも じゅうしんしんしんしょうがいじ しえん じどうはったつしえんじぎょうしよおよ ほうかごとう  
② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等  
デイサービス事業所の確保

いりょうてき じしえん かんけいきかん きょうぎ ば せっちおよ  
③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

こうもく 項 目	もくひょうち 目 標 値	びこう 備 考
じどうはったつしえん せっち 児 童 発 達 支 援 セ ン タ ー の 設 置	かしよ 2箇所	れいわ ねんど かしよ げんじょういじ 令和5年度 2箇所（現 状 維持）
おも じゅうしんしんしんしょうがいじ しえん 主 に 重 症 心 身 障 害 児 を 支 援 じどうはったつしえんじぎょうしよ す る 児 童 発 達 支 援 事 業 所	かしよ 3箇所	れいわ ねんど かしよ げんじょういじ 令和5年度 3箇所（現 状 維持）
おも じゅうしんしんしんしょうがいじ しえん 主 に 重 症 心 身 障 害 児 を 支 援 ほうかごとう す る 放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス じぎょうしよ かくほ 事 業 所 の 確 保	かしよ 3箇所	れいわ ねんど かしよ げんじょういじ 令和5年度 3箇所（現 状 維持）

そうだんし えんたいせい    じゅうじつ    きょうかとう

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

れいわ    ねんどまつ                      そうごうてき    そうだんしえん    ちいき    そうだんしえんたいせい    きょうか  
 令和8年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化  
 およ    かんけいきかんとう    れんけい    きんみつ    つう    ちいき                      やくわり    にな    きかん  
 及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹  
 そうだんしえん                      せっち  
 相談支援センターを設置します。

こうもく 項目	もくひょうち 目標値	びこう 備考
きかんそうだんしえん 基幹相談支援センターにおけ しゅにんそうだんしえんせんもんいん る主任相談支援専門員の はいちみこみすう 配置見込数	にん 1人	—
ちいき    そうだんしえんじぎょうしょ    たい 地域の相談支援事業所に対 ほうもんとう                      せんもんてき する訪問等による専門的な しどう    じょげんかいすう 指導・助言回数	かい 12回	ねん    かいほうもんしどうとう    じっし 年1回訪問指導等を実施する
ちいき    そうだんしえんじぎょうしょ    たい 地域の相談支援事業所に対 じんざいいくせい    しえんかいすう する人材育成の支援回数	かい 1回	ねん    かいけんしゅうかい    じっし 年1回研修会を実施する
そうだんきかん                      れんけいきょうか 相談機関との連携強化の とりくみじっしかいすう 取組実施回数	かい 12回	つき    かいれんらくかいとう    じっし 月に1回連絡会等を実施する

しょうがいふくし                      どう    しつ    こうじょう    はかる                      とりくみ

## (7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に

かかるといせい    こうちく  
**係る体制の構築**

れいわ    ねんどまつ                      しょうがいふくし                      どう    かか    かくしゅけんしゅう    かつよう  
 令和8年度末までに、障害福祉サービス等に係る各種研修の活用、  
 しょうがいしゃじりつしえんしんさしはらいとう                      しんさけつ    きょうゆうおよ  
 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有及び  
 とどうふけん                      しどうかんさけつ    きょうゆうとう                      しつ    こうじょう    はか  
 都道府県による指導監査結果の共有等、サービスの質の向上を図るた  
 とりくみ    かか    たいせい    こうちく  
 めの取組に係る体制を構築します。

こうもく 項目	もくひょうち 目標値	びこう 備考
けん    じっし                      しょうがいふくし                      どう 県が実施する障害福祉サービス等	にん 11人	しょうがいふくしか    にん    ねん 障害福祉課11人が年1回

かかわ けんしゅう たけんしゅう し に係る研修その他研修への市 しょくいん さんかにんずう 職員の参加人数		さんか 参加
し じっし しょうがいふくし どう 市が実施する障害福祉サービス等 かかわ けんしゅう に係る研修	かい 2回	はんき かいじっし 半期に1回実施

## 2 障害福祉サービスの見込量

しょうがいふくし しょうがいじふくし およ ちいきせいかつしえんじぎょう  
 障害福祉サービス、障害児福祉サービス及び地域生活支援事業につ  
 いて、サービスの種類ごとに令和8年度までの必要量を見込みます。  
 みこみりょう しゅるい れいわ ねんど ひつようりょう みこ  
 見込量については、現に利用している者の数、平均的なサービス利用量、  
 りようしゃ たい ちょうさとう かんあん さんてい みこみりょう  
 利用者に対するニーズ調査等を勘案して算定しています。※見込量は、  
 げつ ひつよう りょう  
 1ヶ月に必要な量です。

### (1) 訪問系サービス

しゅるい サービスの種類	ないよう サービスの内容
きょたくかいご 居宅介護	じたく にゅうよく はい しょくじ かいご ちょうり 自宅で、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、 せんたく そうじ かじなら つういん ともな かいじょ 洗濯、掃除などの家事並びに通院に伴う介助など おこな を行います。
じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護	じょうじかいご ひつよう じゅうど しょうがいしゃ たい 常時介護を必要とする重度の障害者に対して、 じたく おこな かいご かじ がいしゅつじ いどうちゅう 自宅で行う介護や家事、外出時における移動中の かいご そうごうてき おこな 介護などを総合的に行います。
どうこうえんご 同行援護	しかくしょうがいしゃ がいしゅつ いどう ひつよう 視覚障害者が外出するときに、移動に必要な じょうほう ていきょう だいどく だいひつ ふく いどう えんご 情報の提供（代読、代筆を含む。）や移動の援護 おこな を行います。

こうどうえんご 行動援護	こうどうじょう こんなん じょうじかいご ひつよう 行動上の困難があり、常時介護を必要とする しょうがいしゃ たい こうどう さい しょう きけん 障害者に対して、行動する際に生じる危険を かいひ ひつよう えんご がいしゅつじ 回避するために必要な援護や外出時における いどうちゅう かいご おこな 移動中の介護を行います。
じゅうど しょうがいしゃ とう 重度障害者等 ほうかつしえん 包括支援	かいご ひつようせい たか きょたくかいごとうふくすう 介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数 ほうかつてき おこな のサービスを包括的に 行います。

サービス みこみりょう 見込量	たんい 単位	ねんど R5年度	ねんど R6年度	ねんど R7年度	ねんど R8年度
きょたくかいご 居宅介護	ひと つき 人／月	173	174	174	174
	じかん つき 時間／月	2,145	2,158	2,158	2,158
じゅうどほうもん 重度訪問 かいご 介護	ひと つき 人／月	20	20	20	20
	じかん つき 時間／月	2,368	2,368	2,368	2,368
どうこうえんご 同行援護	ひと つき 人／月	40	40	40	40
	じかん つき 時間／月	700	700	700	700
こうどうえんご 行動援護	ひと つき 人／月	11	12	15	18
	じかん つき 時間／月	45	48	60	72
じゅうど 重度 しょうがいしゃとう 障害者等 ほうかつしえん 包括支援	たいしょうしゃかず 対象者数	0	0	0	0
	じかん つき 時間／月	0	0	0	0

にっちゅうかつどうけい    くんれん    しゅうろう

## (2) 日中活動系 (訓練・就労) サービス

しゅるい サービスの種類	ないよう サービスの内容
せいかつかいご 生活介護	じょうじかいご   ひつよう    しょうがいしゃ    にっちゅう    にゅうよく 常時介護を必要とする障害者に、日中の入浴、 はい    およ    しょくじ    かいご    おこな    そうさくてき 排せつ及び食事の介護などを行うとともに、創作的 かつどう    せいさんかつどう    きかい    ていきょう 活動、生産活動の機会を提供します。
じりつくんれん 自立訓練 きのうくんれん (機能訓練)	じりつ    にちじょうせいかつまた    しゃかいせいかつ 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、 いっていきかん    ひつよう    しんたいきのう    たか    くんれん 一定期間、必要な身体機能を高めるための訓練を おこな 行います。
じりつくんれん 自立訓練 せいかつくんれん (生活訓練)	じりつ    にちじょうせいかつまた    しゃかいせいかつ 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、 いっていきかん    ひつよう    せいかつのうりよく    たか    くんれん 一定期間、必要な生活能力を高めるための訓練を おこな 行います。
しゅうろうせんたくしえん 就労選択支援	しょうがい    ひと    きぼう    のうりよく    てきせい    おう 障害のある人の希望や能力・適性に応じて、 しゅうろうさき    せんたく    しえん    しゅうろう    おこな 就労先の選択への支援(就労アセスメント)を行 うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障 しゅうろうご    ひつよう    はいりよとう    せいり    しょうがい 害のある人の就労を支援します。
しゅうろういこうしえん 就労移行支援	いっばんきぎょうとう    しゅうろう    きぼう    しょうがいしゃ    いってい 一般企業等への就労を希望する障害者に、一定 きかん    しゅうろう    ひつよう    ちしき    のうりよく    たか 期間、就労に必要な知識や能力を高めるための くんれん    おこな 訓練を行います。
しゅうろうけいぞくしえん 就労継続支援 がた    がた (A型)(B型)	いっばんきぎょうとう    しゅうろう    こんなん    しょうがいしゃ    はたら 一般企業等への就労が困難な障害者に、働く ば    ていきょう    ひつよう    ちしき    のうりよく    たか 場を提供するとともに、必要な知識や能力を高める くんれん    おこな    こようがた    がた    ひこようがた ための訓練を行います。雇用型であるA型と非雇用型 がた であるB型があります。
しゅうろうていちゃく 就労定着 しえん 支援	しゅうろういこうしえんとう    りよう    へ    いっばんきぎょうとう    しゅうろう 就労移行支援等の利用を経て一般企業等に就労 しょうがいしゃ    しゅうろう    ともな    せいかつめん    かだい    たいおう した障害者に、就労に伴う生活面の課題に対応 いっていきかん    じぎょうしょ    かぞく    れんらくちょうせい するため、一定期間、事業所、家族などの連絡調整

	おこな を 行 います。
りょうようかいご 療 養 介 護	いりよう じょうじかいご ひつよう しょうがいしゃ いりようきかん 医 療 と 常 時 介 護 を 必 要 と す る 障 害 者 に、 医 療 機 関 きのうくんれん りょうようじょう かんり かんご かいごおよ にちじょう で 機 能 訓 練、 療 養 上 の 管 理、 看 護、 介 護 及 び 日 常 せいかつじょう しえん おこな 生 活 上 の 支 援 を 行 います。
たんきにゅうしょ 短 期 入 所 ふくしがた ( 福 祉 型 )	いえ かいご おこな ひと びょうきとう ばあい しょうがい 家 で 介 護 を 行 う 人 が 病 気 等 の 場 合 に、 障 害 の ある ひと たんきかんしょうがいしゃしえんしせつとう にゅうしょ しせつ 人 を 短 期 間 障 害 者 支 援 施 設 等 へ 入 所 さ せ、 施 設 で にゅうよく はい しょくじ かいごとう おこな 入 浴 や 排 せ つ、 食 事 の 介 護 等 を 行 います。
たんきにゅうしょ 短 期 入 所 いりょうがた ( 医 療 型 )	いえ かいご おこな ひと びょうきとう ばあい じゅうしんしんしん 家 で 介 護 を 行 う 人 が 病 気 等 の 場 合 に、 重 症 心 身 しょうがいじ しゃとう おも しょうがい ひと たんきかんいりょう 障 害 児 ・ 者 等 の 重 い 障 害 の ある 人 を 短 期 間 医 療 きかんとう にゅうしょ いりょう かんり もと にゅうよく はい 機 関 等 へ 入 所 さ せ、 医 療 の 管 理 の 下 で 入 浴 や 排 せ しょくじ かいごとう おこな つ、 食 事 の 介 護 等 を 行 います。

サービス みこみりょう 見 込 量	たんい 単 位	ねんど R5年度	ねんど R6年度	ねんど R7年度	ねんど R8年度
せいかつかいご 生 活 介 護	ひと つき 人 / 月	431	428	429	430
	(うち じゅうど 重 度)	(213)	(210)	(226)	(241)
	ひとにち つき 人 日 / 月	7,715	7,661	7,722	7,740
じりつくんれん 自 立 訓 練 きのう ( 機 能 くんれん 訓 練 )	ひと つき 人 / 月	1	1	1	1
	ひとにち つき 人 日 / 月	0	5	5	5
じりつくんれん 自 立 訓 練 せいかつ ( 生 活 くんれん 訓 練 )	ひと つき 人 / 月	30	35	35	35
	(うち せいしん 精 神)	(21)	(22)	(24)	(25)
	ひとにち つき 人 日 / 月	273	325	315	306

しゅうろうせんたく 就 労 選 択 しえん 支 援	ひと つき 人 / 月	0	0	15	30
	ひとにち つき 人 日 / 月	0	0	121	243
しゅうろういこう 就 労 移 行 しえん 支 援	ひと つき 人 / 月	65	65	70	75
	ひとにち つき 人 日 / 月	527	567	591	615
しゅうろうけいぞく 就 労 継 続 しえん がた 支 援 A 型	ひと つき 人 / 月	126	144	145	146
	ひとにち つき 人 日 / 月	1,928	2,218	2,182	2,147
しゅうろうけいぞく 就 労 継 続 しえん がた 支 援 B 型	ひと つき 人 / 月	599	625	629	631
	ひとにち つき 人 日 / 月	9,764	9,969	10,240	10,512
しゅうろう 就 労 ていちゃくしえん 定 着 支 援	ひと つき 人 / 月	13	20	26	32
りょうようかいご 療 養 介 護	ひと つき 人 / 月	67	73	74	74
たんきにゅうしょ 短期入 所 ふくしがた (福祉型)	ひと つき 人 / 月	159	177	178	178
	(うち じゅうど 重 度)	(6)	(10)	(10)	(10)
	ひとにち つき 人 日 / 月	588	644	647	648
たんきにゅうしょ 短期入 所 いりょうがた (医療型)	ひと つき 人 / 月	22	26	27	28
	(うち じゅうど 重 度)	(5)	(10)	(10)	(10)
	ひとにち つき 人 日 / 月	70	83	86	90

(3) 居宅系・入所系サービス

サービスの種類	サービスの内容
自立生活援助	施設入所やグループホームを利用していた障害者が一人暮らしをする場合に、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定期間、定期的な巡回訪問のほか、随時の対応も行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間や休日、共同生活を行う住居にて、相談、入浴、排せつ、食事の介護その他日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	主に夜間や休日、施設に入所している障害者に、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

サービス みこみりょう 見込量	たんい 単位	ねんど R5年度	ねんど R6年度	ねんど R7年度	ねんど R8年度
自立生活 援助	ひとり／月	10	23	26	30
	(うち せいしん 精神)	(1)	(3)	(3)	(3)
共同生活 援助 (グループホーム)	ひとり／月	327	328	376	425
	(うち せいしん 精神)	(101)	(94)	(110)	(120)
	(うち じゅうど 重度)	(19)	(20)	(23)	(25)
施設入所 支援	ひとり／月	163	162	161	161

（4）<sup>そうだんしえん</sup>相談支援サービス

しゅるい サービスの種類	ないよう サービスの内容
けいかくそうだんしえん 計画相談支援	しょうがいふくし とう りよう ばあい しょうがいしゃ 障害福祉サービス等を利用する場合に、障害者の しんしん じょうきょう りよう いこう 心身の状況や環境、サービス利用についての意向を とくりようけいかく さくせい もとに、サービス等利用計画を作成します。
ちいきいこうしえん 地域移行支援	しせつ びょういん にゆうしょとう しょうがいしゃ たいしょう 施設や病院に入所等している障害者を対象 ちいきいこうしえんけいかく さくせい じゅうきよ に、地域移行支援計画を作成するとともに、住居の かくほ しんせいかつ じゅんびとう しえん おこな 確保など新生活の準備等の支援を行います。
ちいきていちゃくしえん 地域定着支援	じたく たんしんせいかつ おく しょうがいしゃ たいしょう 自宅で単身生活を送っている障害者を対象に、 じかん れんらくたいせい かくほ きんきゅうじ ひつよう 24時間の連絡体制を確保し、緊急時に必要な しえん おこな 支援を行います。

サービス みこみりよう 見込量	たんい 単位	ねんど R5年度	ねんど R6年度	ねんど R7年度	ねんど R8年度
けいかくそうだん 計画相談 しえん 支援	ひと つき 人／月	298	310	330	350
ちいきいこうしえん 地域移行支援	ひと つき 人／月	0	1	1	1
	(うち せいしん 精神)	(0)	(1)	(1)	(1)
ちいきていちゃく 地域定着 しえん 支援	ひと つき 人／月	2	1	2	3
	(うち せいしん 精神)	(2)	(1)	(1)	(1)

(5) しょうがいじしえん  
障害児支援

しゅるい サービスの種類	ないよう サービスの内容
じどうはったつしえん 児童発達支援	みしゅうがくじ たいしょう にちじょうせいかつ きほんてき 未就学児を対象に、日常生活における基本的 どうさ しどう ちしきぎのう ふよ しゅうだんせいかつ な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への てきおうくんれん つうしょ おこな 適応訓練などを通所により行います。
ほいくしょとうほうもんしえん 保育所等訪問支援	ほいくじょ しょうがいじ しゅうだんせいかつ いとな ぼ ほうもん 保育所など障害児が集団生活を営む場を訪問 しゅうだんせいかつ てきおう せんもんてき しえん し、集団生活への適応のための専門的な支援を おこな 行います。
ほうかごとう 放課後等デイサービス	じゅぎょう しゅうりょうごまた がっこう きゅうぎょうび せいかつ 授業の終了後又は学校の休業日に、生活 のうりよくこうじょう ひつよう くんれん しゃかい 能力向上のために必要な訓練、社会との こうりゅう そくしん つうしょ おこな 交流の促進などを通所により行います。
きょたくほうもんがたじどう 居宅訪問型児童 はったつしえん 発達支援	じゅうしんしんしんしょうがいじ しょうがいじつうしよしえん う 重症心身障害児であって障害児通所支援を受 がいしゅつ こんなん しょうがいじ けるために外出することが困難な障害児を たいしょう じたく ほうもん はったつしえん おこな 対象に、自宅を訪問して発達支援を行います。
しょうがいじそうだんしえん 障害児相談支援	しょうがいじつうしよしえん りよう きぼう しょうがいじ 障害児通所支援の利用を希望する障害児に、 しょうがいじしえんりようけいかく さくせい 障害児支援利用計画を作成します。

サービス みこみりょう 見込量	たんい 単位	ねんど R5年度	ねんど R6年度	ねんど R7年度	ねんど R8年度
じどうはったつしえん 児童発達支援	ひと つき 人／月	168	169	184	198
	ひとにち 人日／ つき 月	857	887	965	1,039
ほいくしょとう 保育所等 ほうもんしえん 訪問支援	ひと つき 人／月	18	23	30	38
	ひとにち 人日／ つき 月	21	25	32	40

ほうかごとう 放課後等 デイサービス	ひと つき 人／月	494	495	523	550
	ひとにち 人日／ つき 月	5,928	6,037	6,378	6,705
きょたくほうもんがた 居宅訪問型 じどうはったつしえん 児童発達支援	ひと つき 人／月	0	0	0	0
	ひとにち 人日／ つき 月	0	0	0	0
しょうがいじ そうだん 障害児相談 しえん 支援	ひと つき 人／月	163	180	200	221

## (6) ちいきせいかつしえんじぎょう 地域生活支援事業

ちいきせいかつしえんじぎょう ちいき とくせい りようしゃ じょうきょう おう じっし  
地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて実施する  
しちやうそんじぎょう ぜんこくてき どういつきじゆん しょうがいふくし あわ  
市町村事業であり、全国的な統一基準の障害福祉サービスと併せて  
じっし  
実施するものです。

じぎょうめい 事業名	じぎょう ないよう 事業の内容
りかいそくしん けんしゅう 理解促進・研修 けいはつじぎょう 啓発事業	しみん たい しょうがいしゃとう りかい ふか 市民に対して障害者等に対する理解を深めるための しょうがいしゃしせつ つく せいひん はんばい イベントや障害者施設で作られた製品の販売 そくしん ば かいさい 促進の場を開催します。
そうだんしえんじぎょう 相談支援事業	しょうがい ひととう そうだん おう しょうがいふくし 障害のある人等からの相談に応じ、障害福祉サ りようとう じょうほう ていきょう じよげん りよう ービスを利用等のための情報の提供や助言、利用 てつづきとう しえん かんけいきかん れんらくちようせい おこな 手続等の支援、関係機関との連絡調整などを行 います。
せいねんこうけんせいどりよう 成年後見制度利用 しえんじぎょう 支援事業	はんだんのうりよく ふじゅうぶん しょうがい ひと せいねん 判断能力が不十分な障害のある人の成年 こうけんせいど りよう しえん もう た よう 後見制度の利用を支援するため、申し立てに要する経 じよせい 費などを助成します。

<p>いしそつうしえんじぎょう 意思疎通支援事業</p>	<p>ちょうかく げんごきのう しかくとう しょうがい いしそつう 聴覚、言語機能、視覚等の障害のため、意思疎通 はか ししょう ひと しゅわほうしいん ようやく を凶ることに支障がある人に、手話奉仕員・要約 ひつきほうしいん はけん しえん おこな 筆記奉仕員の派遣などによる支援を行います。</p>
<p>にちじょうせいかつようぐ 日常生活用具 きゅうふじぎょう 給付事業</p>	<p>じゅうど しょうがい ひととう たい にちじょうせいかつ 重度の障害のある人等に対し、日常生活がし ようぐ きゅうふ やすいようにするための用具などを給付します。</p>
<p>しゅわほうしいん つう 手話奉仕員・通 やくしゃ ようやくひつき 訳者、要約筆記 ほうしいんようせいけんしゅう 奉仕員養成研修 じぎょう 事業</p>	<p>しゅわほうしいん つうやくしゃ ようやくひつきほうしいん ようせい 手話奉仕員・通訳者、要約筆記奉仕員の養成 けんしゅう おこな ぎじゅつ こうじょう ほうしいんとう かくほ 研修を行い、技術の向上と奉仕員等の確保に つと 努めます。</p>
<p>いどうしえんじぎょう 移動支援事業</p>	<p>おくがい いどう いちじる せいげん ひと じりつしえん 屋外での移動に著しい制限のある人（自立支援 きゅうふ こうどうえんご どうこうえんご とう たいしょう 給付の「行動援護」や「同行援護」等の対象とな かた しゃかいせいかつじょうひつようふかけつ がいしゅつ らない方）の社会生活上必要不可欠な外出や よ かがつどうとう しゃかいさんか がいしゅつ しえん 余暇活動等の社会参加のための外出を支援しま す。</p>
<p>ちいきかつどうしえん 地域活動支援センタ じぎょう 一事業</p>	<p>しょうがい ひと しゅこうげいひん さくせい けいさぎょう 障害のある人に、手工芸品の作成や軽作業、 しゃかい こうりゅう ていきょう おこな 社会との交流などの提供を行います。</p>
<p>ほうもんにゆうよく 訪問入浴サービス じぎょう 事業</p>	<p>にゅうよく こんなん ざいたく しんたいしょうがいしゃ じ たい 入浴が困難な在宅の身体障害者（児）に対 きよたく ほうもん よくそう ていきょう にゅうよく かいご し、居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護 おこな を行います。</p>
<p>せいかつしえんじぎょう 生活支援事業 せいかつくんれんとう (生活訓練等)</p>	<p>しかくしょうがいしゃ たい てんじこうしゅうかい ほこうくんれんとう 視覚障害者に対し、点字講習会や歩行訓練等を おこな せいかつ しつ こうじょう はか 行い、生活の質の向上を図ります。</p>
<p>につちゅういちじしえんじぎょう 日中一時支援事業</p>	<p>しょうがい ひと につちゅう かつどう ば かくほ 障害のある人の日中における活動の場を確保し、 にちじょうてき かいご かぞく いちじてき きゅうそくとう 日常的に介護をしている家族の一時的な休息等を しえん 支援します。</p>
<p>しゃかいさんかそくしんじぎょう 社会参加促進事業</p>	<p>しょうがい ひと たいしょう げいじゅつ 障害のある人を対象としたスポーツ・芸術 かつどうとう おこな しょうがい ひと しゃかい 活動等を行うことにより、障害のある人の社会 さんか そくしん 参加を促進します。</p>

じどうしゃうんてんめんきよ <b>自動車運転免許</b> しゅとく <b>取得</b> ・ じどうしゃかいぞうじよせい <b>自動車改造助成</b> じぎょう <b>事業</b>	したいしょうがい ひと じどうしゃうんてんめんきよ <b>肢体障害などのある人が、自動車運転免許を</b> しゅとく ひよう じどうしゃ かいぞう よう ひよう いちぶ <b>取得する費用や自動車の改造に要する費用の一部を</b> じよせい <b>助成します。</b>
--	---

ちいきせいかつしえんじぎょう みこみりょう ねんかん  
**地域生活支援事業の見込量（年間）**

じぎょうめい 事業名	ねんど R5年度	ねんど R6年度	ねんど R7年度	ねんど R8年度	たんい 単位
りかいそくしんけんしゅう <b>理解促進研修</b> ・ けいはつじぎょう <b>啓発事業</b>	有	有	有	有	—
そうだんしえんじぎょう <b>相談支援事業</b>					
しょうがいしゃそうだん <b>障害者相談</b> しえんじぎょう <b>支援事業</b>	11	11	12	12	かしよ 箇所
ちいきじりつしえん <b>地域自立支援</b> きょうぎかい <b>協議会</b>	1	1	1	1	かしよ 箇所
せいねんこうけんせいど <b>成年後見制度</b> りようしえんじぎょう <b>利用支援事業</b>	2	3	3	4	けん 件
いしそつうしえんじぎょう <b>意思疎通支援事業</b>	670	672	674	676	けん 件
にちじょうせいかつようぐきゅうふじぎょう <b>日常生活用具給付事業</b>					
かいご くんれん <b>介護・訓練</b> しえんようぐ <b>支援用具</b>	8	9	9	9	けん 件
じりつせいかつ <b>自立生活</b> しえんようぐ <b>支援用具</b>	22	18	19	20	けん 件
ざいたくりようごとう <b>在宅療護等</b> しえんようぐ <b>支援用具</b>	16	19	20	21	けん 件
じょうほういしそつう <b>情報意思疎通</b> しえんようぐ <b>支援用具</b>	32	34	35	36	けん 件

はいせつかんり 排泄管理 しえんようぐ 支援用具	3,115	3,328	3,545	3,781	けん 件
きょたくせいかつどうさ 居宅生活動作 ほじょようぐ 補助用具 じゅうたくかいしゅう (住宅改修)	3	5	5	5	けん 件
しゅわ ようやくひつき 手話・要約筆記 ほうしいんけんしゅうじぎょう 奉仕員研修事業	69	53	54	55	にん 人
いどうしえんじぎょう 移動支援事業					
じっしかしよすう 実施箇所数 みりようみこみしゃすう 実利用見込者数 えんりようじかんすう 延利用時間数	14 60 2,856	15 62 2,960	16 64 3,068	17 67 3,180	かしよ 箇所 にん 人
ちいきかつどうしえん じぎょう 地域活動支援センター事業					
じっしかしよすう 実施箇所数 みりようみこみしゃすう 実利用見込者数	4 45	4 45	4 45	4 45	かしよ 箇所 にん 人
ほうもんにゅうよく 訪問入浴サービ じぎょう ス事業	1	2	2	2	にん 人
せいかつしえんじぎょう 生活支援事業	有	有	有	有	—
につちゅういちじしえんじぎょう 日中一時支援事業					
じっしかしよすう 実施箇所数 みりようみこみしゃすう 実利用見込者数	25 170	26 176	26 176	26 176	かしよ 箇所 にん 人
しゃかい さんか そくしん 社会参加促進 じぎょう 事業	有	有	有	有	—
じどうしゃ うんてん めんきよ 自動車運転免許 しゅとく 取得・ じどうしゃ かいぞう じよせい 自動車改造助成 じぎょう 事業	1	2	2	2	けん 件

## 第4章 計画の推進体制

### 1 関連機関相互の連携

障害のある人に対する施策は健康福祉分野にとどまらず、教育・住宅・防災・交通・情報など広範な分野にわたるため、市の保健・医療・福祉施策の連携はもとより、教育施策・防災施策・都市整備施策などの担当部局などの庁内関連機関及びハローワークや県央保健所、こども医療福祉センター、特別支援学校等、国や県の機関との相互連携を図りながら本計画の推進に努めます。

また、障害のある人に関わる保健・医療、福祉、教育、就労関係者などで構成する「諫早市地域自立支援協議会」と課題ごとに設けた4つの専門部会(就労・こども・サービス・地域移行)で、障害者・障害児福祉計画の具体化に向けた協議を、随時行っていきます。

### 2 地域住民・地域福祉団体等との相互連携と協働

本計画の実現に向けて、市、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会連合会やボランティアなどの地域福祉団体、障害福祉サービス事業者等の相互連携によって、より大きな力を創造しながら各施策を推進します。

また、障害のある人自身の自立に向けての努力も大切な力になります。

す。市、地域住民や地域福祉団体、障害のある人、これら三者の協働により、計画の実現に向けた取組を推進します。

### 3 計画の進行管理・評価体制

本計画はPDCAの小さなサイクルと大きなサイクルを循環しながら、国の施策の動向を踏まえつつ、1年に1回の分析(小さなサイクル)、評価及び計画期間の折り返し時点における評価(大きなサイクル)を実施するなど、必要に応じて見直しを行ってまいります。

なお、見直しにあたっては、諫早市地域自立支援協議会に意見を聴くとともに、諫早市健康福祉審議会において協議、検討を図り、計画の効果的な推進を図ります。

諫早市障害者・障害児共生プランにおけるPDCAサイクルのイメージ



## PDCA サイクルとは・・・

さまざま分野・領域における品質改善や業務改善など広く活用されているマネジメント手法で「計画Plan」「実行Do」「評価Check」「改善Action」のプロセスを順に実施していくものです。

